

近世村落における高札と村方諸帳面の管理

重田 正夫

はじめに

公文書館法が成立してから二〇年の歳月が経ったが、いまだ社会へ十分に浸透しているとはいえない現状である。そこで、文書館の役割と必要性を多くの人々に理解していただくためさまざまな普及事業を行ってきた。文書館の必要性を説明するのに、記録文書の保存管理の歴史から説き起こすことは、わかりやすく具体的に説得力もあり、普及事業の素材として大いに活用できる。たとえば、平成一九年一〇月に展示替をした本館の常設展示では、近世社会における記録文書の作成の場として、領主・村・組合村・家を措定し、それぞれを表現する絵図類を壁面に、その下の展示台には文書管理の実態と活用を示す資料を展示した。近代においては、文書の作成・管理の場として壁面に各時代の県庁舎の写真と管内図、展示台に文書管理規定や保存に関する資料を配置してみた。また、古文書講座においては、村方書類の引継書や県庁の文書保存規程、高札の文面などを解説しながら、くずし字の学習と文書の保存管理への理解を深めるような工夫をした。本稿で報告するのは、ここ数年のそうした普及事業を準備する過程

で、筆者が取り上げた素材をもとに若干の考察を加えたものである。

近世農村における記録文書の管理に関する研究は、公文書館法成立の前後から、史料保存運動の高まりをうけ急速に進展してきた。そのなかには、埼玉県域を対象としたものも多く、豊富な成果を蓄積している⁽¹⁾。村方書類の管理について、当時の領主はどのように考えていたのであろうか。正徳三年四月一三日付で幕府代官へ宛てた書付では、年貢や村入用などの帳簿類について「其村中大小之百姓分明に承知之上、帳面に記し印判を仕り置、毎年御代官中一村切に其帳を披見有之、村中諸百姓に其子細を相尋られ、名主庄屋に非分之私も無之」することが「古来定法」であると述べている(『日本財政経済史料』巻四、六三九頁)。しかし、この原則が守られず、村方騒動が起きた場合はどうするのか。寛政二年九月、つぎのような伺いが幕府勘定所へ出された。すなわち、世襲名主が百姓との出入で退役し、さらに「代々所持致来候水帳並屋鋪前に古来より建有之候高札迄も跡役名主方へ可引取旨」の訴訟があった場合の措置である。質問者は、吟味の上「開発人同様古来より之名主」であることが確認されれば、「水帳は退役仕候元名

主方に所持爲致、新名主方へは写爲相渡可申候哉」、「高札之儀は諸向へ之道法等も高札場より相定候其村第一之目印にて、名主役に拘り候儀に無之、旁古来より建来候場所無謂も可動様無之候、古来之場所に建置候様可申渡候哉」との解決案を示した。これに対する「御附紙」は、「開発人に候とも名主退役いたし候は、水帳等は跡名主へ為引渡、高札は有来場に建置可被申候」(『日本財政経済史料』卷二下、一〇二頁)というものであった。²⁾ 検地帳は村政を運営するための帳簿として原本も引き継がれるが、高札は高札場と一体化したものと考へていようである。

県域では具体的にはどうであつたのだろうか。本稿では、まず高札について宿村における揭示の状況と維持管理に関する各地の史料を集め歴史的な流れを追つてみた。ついで、検地帳に代表される村方諸帳面について、村方騒動を契機に年番名主制が取り入れられていくなかでの具体的な在り方を、一八世紀後半の入間郡平山村と一九世紀中頃の足立郡原馬室村について紹介することにする。

一 高札の維持管理

(一) 正徳元年以前の高札

近世の高札に関する研究は、これまで法制史を中心に、その歴史と機能について進められてきた。³⁾ 近年では近世史の分野からも斬新な問題提起があり、また展示や高札の形態的な研究も進められている。⁴⁾

近世の高札というと正徳元年五月のものが広く知られているが、

それ以前はどうであつたのか。幕府では、すでに寛文六年七月二六日に中山道、翌七年七月一六日には奥州(日光)道中諸駅の高札改めを命じている(『徳川実紀』各年月日条)⁵⁾。県域で幕府の高札が揭示されたことを示す古い史料としては、延宝八年二月の日光道中粕壁宿町の書上がある(『村鏡類諸書物留書』『春日部市史』近世史料編Ⅱ、七八三頁)。粕壁宿には「御法度并駄賃御定 式枚」と「吉利支丹御高札 壹枚」の合計三枚があつた。前者のうち一枚は一五年前の午(寛文六)年の掛け替え、もう一枚も一〇年前の亥(寛文一)年に掛け替えられた高札で、ともに「文字分明二無御座」と、読みにくくなつていた。これに対し後者の吉利支丹御高札は、掛け替えの年代を記さないが「文字分明」とある。高札の文面は確認できないが、おそらく寛文元年に定められた最初の統一の高札と推定される。

綱吉が書き替えた天和二年五月の高札については、川越の城下町商人榎本弥左衛門の「三子より之覚」に詳しい(『榎本弥左衛門覚書』東洋文庫、一〇一〜一〇五頁)。同書には「天下御札替り、日本国中新敷申候、川越町御札之写」として、忠孝・毒薬・きりしたん、三枚の高札全文を掲げている。川越城下の札ノ辻に「同戊ノ六月十日時分立なをり」、七月二九日には同城下江戸町中の六箇所に六枚宛立て直された。工事は一箇所につき石垣ともで百両ほど掛かつたと伝え、多額の経費をかけ石垣のある高札場がこの時に新築されていることがわかる。弥左衛門は「以前より御案文替り、難有御札と奉存候」とこの記事を締めくくっている。

この高札も、元禄七年に柳沢吉保が川越へ入城すると書き改められた。「楽只堂年録」の元禄七年三月四日条には、「始政」として、領内に天和二年五月の忠孝・毒薬・キリシタンの三枚と、貞享二年二月の鉄砲、年末詳一二月の捨馬の都合五枚の高札を掲げたことがみえる。高札の書式は、本文・年月日につづき「右之趣被 仰出之間、領内之輩堅可相守者也 出羽守」と、城主柳沢出羽守吉保の奥書が入れられた(『川越市史』史料編近世Ⅰ、二四五～二四八頁)。幕府の高札を藩領で掲げる場合は、末尾に大名の名前を入れることになっていたのである(穂積陳重氏『法律進化論』第二冊、二四五頁)。

日光御成道大門宿でも、元禄一〇年に「御公儀様」から宿方に天和二年の高札のうち忠孝・毒薬・駄賃の三枚が渡されている(『会田落穂集』『浦和市史』近世史料編Ⅰ、一一一～一二三頁)。大門宿では、この元禄一〇年に岩槻藩領から幕府領に替わっているので、それに伴い新たな高札が渡されたのであろう。同書ではさらに、三枚のうち忠孝高札は、「同十五忠臣蔵一件有之ニ付最初之御札ニ不忠不孝重罪と有之ヲ直し御書替相成と申事」と記されている。これは、正徳元年五月に「忠孝」高札から「親子兄弟」高札へ文面が大きく書き替えられたことに関する伝承といえる。古くなった天和の高札は、宿の鎮守十二所権現に保存されている。

農村地帯の事例では、天和三年の秩父郡太田郡郷村鑑帳に、郷を構成する五つの小村の位置関係を示すのに「札之辻」からの距離を記載している(小野文雄氏編『武蔵国村明細帳集』二二五頁)。この「札

之辻」は高札場とみてほぼ間違いなく、距離測定の起点となっていることも注目される。元禄一五年の埼玉郡大室村の明細帳では「当村切死丹札並ニ鉄砲札捨馬札御法度札以上三枚、前々より御座候」(同前書、三七五頁)と述べているが、高札場には言及していない。また、埼玉郡上馬場村には、元禄九年と宝永八年の村入用帳に「高札場三百文」の記載がある(『御用向旧記留帳』「八潮市史」史料編近世Ⅱ、四一九、四二四頁)。

このように、城下町や宿場町はもとより農村地帯においても、正徳元年の高札以前に、寛文元年あるいは天和二年の高札が掲げられていたことが確認される。

その後、足立郡南村では、宝永七年正月二日付で、幕府代官両宮勘兵衛の手代常見為右衛門が、諸国巡見と高札書替の触書を伝達している(『御触状留帳』『旧南村須田家文書集第二集』四二頁、上尾市教育委員会編)。この触書では、文字の見えなくなった高札を書き替えるので、比企・横見・足立三郡の村々は、鴻巣宿滞在中の常見為右衛門へ高札板を持参すること、板は新調せずに古い板を削り直したものでよいとしている。諸国巡見使を受け入れるに当たり、村々に高札の墨入れを命じている。当地方の巡見は正徳二年八月頃になので(同前、四七～四八頁)、現実には次項で述べる正徳元年五月の高札に関する触書として機能したのであろう。

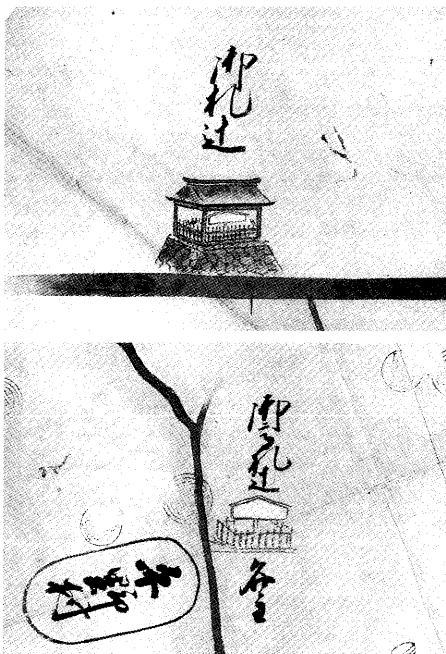
(2) 正徳元年五月の高札

現存する高札のほとんどは、新井白石の関与した正徳元年五月付のものである。それは、鷹場や徒党禁止などその後定められた高札以外は、この正徳元年の大高札の文言が明治維新まで継続されたからである。ここでは、正徳元年高札の掛け替えにともなう宿村の動向として、日光道中越ヶ谷宿および埼玉郡八条領村々の事例を紹介しよう。

越ヶ谷宿では、正徳二年に道中筋宿々高札場の建替があった。高札場の御普請方法は「御切組之上、御廻木引取被仰付」とあるので、切組をした用材を渡された。一方、「新御高札八枚」は、宿次の伝馬で継送られ、越ヶ谷宿から先々の宿へ継立ても行った。そして普請が完了し「御掛渡有之候節」に、御徒目付の宮川源助などの見分があり請書を提出した(埼玉県立文書館収蔵福井家文書六二、文化一四年九月「御高札場願書付控」)。一方、八条領村々では、同じく正徳二年三月二八日付で用元源右衛門から出された廻状によると、去る二五日に用元が江戸に呼ばれ、高札の「板御調、筆かりニ書御渡シ」になったので後日正式に受け取りのとき代金を持参するよう通知された。その後同年七月二九日頃、日光道中・奥州街道宿々の高札を掛け直す御用のため草加宿泊まりの人馬触が来ている(御用向日記留帳)「八潮市史」史料編近世Ⅱ、四三三―四三三頁)。これにより、正徳二年三月に高札書替の触があり、同年七月に日光道中宿々の高札掛け直しが行われたことがわかる。越ヶ谷宿に隣接する大沢町の地誌「大沢町古馬籠」では、高札場の建て替えを正徳元年六月二日とするが誤伝である

う。また、高札場の規模は、長一丈(一〇尺)六尺四寸、横五尺、高さ一丈と伝えている(『越谷市史』史料二、一七〇頁)。

こうして日光道中筋の越ヶ谷宿谷や八条領村々では、正徳二年三月から七月にかけて高札場の御普請や新しい高札の掛け替えが行われた。正徳三年六月の中山道桶川宿助郷差村裁許絵図に描かれている高札場は、おそらくこうして新たに建造されたものであろう。この絵図では、桶川宿と村々の距離をそれぞれの「御高札辻」を起点に測っているが、注目すべきは高札場の描写である(図版参照)。桶川宿には、石垣の上に屋根付きの威厳に満ちた高札場がある。一方、井沼村や平野村にも、高札の周囲を竹矢来で囲んだ簡素な高札場が描かれている。年代の明らかな高札場絵図として極めて貴重である。⁽⁶⁾ 助郷差村争論の吟味で村落間の距離を測定するのに高札場を用いることは、寛保三年四月



上 桶川宿の高札場 下 平野村の高札場
(正徳3年6月「中山道桶川宿助郷差村裁許絵図」(篠崎家文書4293より))

の本庄宿助郷の事例もある(『本庄市史』通史編Ⅱ、三八六頁)。

正徳三年一〇月、八条領村々では、幕府代官伊奈半左衛門により一村ごとに高札揭示の実態調査が行われた。そのときの調査項目は高札文言と所在場所で、「公儀之文言」の高札はもとより、それ以外でも「古来より建来り候高札」があれば浅れなく調査することが求められた。さらに代官手代の段階で調査項目に高札の寸法が追加された。これをうけた用元の源右衛門は、調査項目を「御高札相建候場」「板長サ幅何尺何寸 吉利支丹御制禁高札」などと雛形を示し、帳面に仕立てて提出するよう村方に求めた(『御用向旧記留帳』『八潮市史』史料編近世Ⅱ、四三四頁)。これは『徳川実紀』正徳三年九月二四日条に見える公私領についての高札改めの指示によるものである。しかしこの調査も徹底されなかったようで、二年後の正徳五年一〇月二三日、八条領の代官会田七左衛門は「支配所有来候高札場二高札不立置村方も相見え候間、札数無損失様立置可被申候」と、改めて高札揭示の徹底を命じている(同前、四三六頁)。

また寺社領については、同年一月一日に触出され(『徳川実紀』同日条)、足立郡南村へ兩宮勤兵衛代官所から出された廻状が知られる。これは、村内所在の寺社領について、高札の有無と文面の書き出しを命じたものであるが、冒頭に「諸国御料私領寺社領高札建直り申筈」とあり、正徳元年五月の新しい高札文言に基づき書替が行われていたかどうかの確認を目的としていた(『御触状留帳』『旧南村須田家文書集第二集』五二頁、上尾市教育委員会編)。

(3) 享保改革期と高札の管理

享保元年七月、將軍吉宗の代替わりに伴う諸国巡見が触出され、翌八月には代官会田伊右衛門は、破損や書替を要する高札を持参するよう命じる奥書を付して村々へ伝達した。さきにもた宝永七年の諸国巡見のときの対応と比較すると、手代の出張はないようであるが、高札だけでなく高札場の修理にも言及している(『御触状留帳』『旧南村須田家文書集第二集』七二頁、上尾市教育委員会編)。翌享保二年三月七日には、鷹場関係高札の実態調査の廻状が出され、「先年」御東鷹山や鷹場高札を建てた村では「古来之文言」を提出し、これまで鷹場関係高札の無かった村はその理由を書き出すことを命じている(同前、七六頁)。鷹場の再開に伴う調査であろう。同年三月、八条領立ノ堀村の太左衛門が「御鷹場高札」の証文を命じられているのも、この触書に対応するものである(『御用向旧記留帳』『八潮市史』史料編近世Ⅱ、四四一頁)。ついで享保三年七月、埼玉郡西方村では、丑二月付で出した鉄砲打訴人等褒賞の高札に添書を付すこと、高札の読み聞かせ、請書の徴収などを命じられている(『触書上』『越谷市史』続史料編(三)、一三三頁)。この請書は、秩父郡古大瀧村でも確認される(『大滝村誌』資料編二、一四頁)。ここで丑二月の高札としているのは、貞享二年二月の鉄砲高札のことである。

享保四年四月八日に、八条領村々は高札の管理に関する三箇条の請書を出した。その内容は、①捨馬高札については今回の触書にしたがい早々に撤去する、②キリシタン高札で破損・文字の消えているも

のは修復する、③その他の高札は従来通りに管理すること、などである。こうした請書が改めて徴収されるのは、支配代官の意図に反し、村々で高札の管理が十分でないことを示している(「触書上」『越谷市史』続史料編(三)、一一八―一二九頁)。同じ享保四年六月に、秩父郡を支配していた幕府代官朝倉半九郎と馬場源兵衛も、村々名主宛に連名で高札建替の廻状を出している。その内容は、正徳元年五月付の高札のうち、きりしたん高札は建直し、火付け高札は「新規ニ立添」ることになったので、この二つの高札の案文を送付し、至急「板拵案文之ことく入念相認可建置」ことを命じた。さらに「若板調候義不自由又は書候義難成村も有之候ハ、早々其旨可申出候、此方ニ而拵可相渡候」と、代官所が積極的に助力することを伝えている(『大滝村誌』資料編一、五七―五八頁)。享保五年正月、八条領触番の源右衛門と立ノ堀村の太左衛門は、去戊(正徳三)年八月と亥(享保四)四月に八条領村々に渡した鉄砲高札と火之元高札各一八枚の代金二両三分銀二匁九分九厘のうち、上馬場村分八二四文の上納を依頼している(「御用向旧記留帳」『八潮市史』史料編近世Ⅱ、四五〇頁)。

享保六年二月の埼玉郡西方村の記録には、高札の書き替えに伴う興味深い請書が収録されている。それによると、享保三年七月に出された鉄砲高札の文言が変更されたので、その高札を削直し新たな文言に書き改めて渡すことになった。ところが村々の中には「心得違古高札其儘建置、外之高札板指出し候処も有之」ような状態である。もし「古高札建置申候所御座候ハ、早々引取指上可申旨被仰渡奉畏候」とい

う請書を提出したのである(前掲『越谷市史』続史料編(三)、一三六頁、前掲『八潮市史』史料編近世Ⅱ、四五二頁)。

享保元年以降、度重なる高札管理の強化が図られてきたが、村々での実態は依然このような状況にあったのである。

(4) 明和七年の徒党逃散禁止の高札

その後しばらく高札の管理をめぐる幕府の動きは確認できないが、宝暦四年三月一日付で代官鶴飼左十郎は、勘定所の指示をうけ管下の村々に高札と高札場の管理について注意を喚起する触書を出した。触書は「村々にて札場之儀、所ニより糞抹ニ致置、汚損文字消失候も有之様相聞」と現状を厳しく認識している。その対応策として、汚損したり文字が消えている高札は、その状態を「素絵図」に認め提出し、高札場も破損があるのなら同様に申し出ること、近々手代を廻村させるのでありのままに報告するよう念を押している(「御触状留帳」『旧南村須田家文書集第二集』七二頁、上尾市教育委員会編)。

一八世紀後半は、各地で百姓一揆なども盛んになり、幕府は明和七年四月に徒党強訴逃散の密告を奨励する高札を新たに定めた。八条領村々では、四月二十八日に徒党請書を提出し、高札を江戸に注文した。代官久保田十左衛門の触書には、幅三尺二寸、中央高さ一尺三寸位、脇高さ一尺二寸位と、寸法を図入りで明示し「此位札区々相成候而ハ難書候間、江戸ニ而申付、追而代錢取立可申」と高札板の調達方針が示されている。そして七月八日、松ノ木村の太郎右衛門は、徒党逃散

高札の板代として三六八文と人足代五〇文を徴収している(『御用向旧記留帳』『八潮市史』史料編近世Ⅱ、五〇〇頁)。埼玉郡西方村には、明和七年四月付の触書には、高札本文に続き請書雛形があり、高札のある村は高札場へ、高札のない村は名主宅へ張置き、村中惣百姓に申し聞かせることと、周知方法が明示されている。高札文言の徹底のため、名主宅へ張り出すこともあったことがわかる(『触書中』『越谷市史』続史料編(三三)、二八六頁)。

因みに、いくつかの史料にみられる高札の寸法を一覧すると表1のとおりである。宿場として日光御成道大門宿、村方として埼玉郡西方村、当時の幕府の記録として勤要録、そして現存する高札として中山道熊谷宿のデータである。これからみると、大門宿と勤要録がほぼ一致し、現存する熊谷宿の高札もそれに近い数字になっている。勤要録の徒党高札の横幅は不自然で、さきの八条領の触書にある三尺二寸の誤記であろう。それに対し、西方村のキリシタン、火付など、村方の高札は、いずれも一回り小ぶりになっているのがわかる。

(5) 宿村における維持管理の実態

こうして宿村に建てられた高札はどのように維持されたのであろうか。以下、高札の墨入れと高札場の普請を

近世村落における高札と村方諸帳面の管理(重田)

表1 各地の高札寸法

高札種類	所在地	板長(幅)	左右幅(高)	中央幅(高)	板厚
1 親子兄弟	(大門宿) (勤要録) (熊谷宿)	7尺8寸5分	1尺3寸	1尺9寸	1寸9分
		7尺8寸6分 237cm	1尺6寸5分	1尺8寸5分 56cm	
2 毒薬	(大門宿) (勤要録) (熊谷宿)	7尺5寸	1尺5寸	1尺7寸	1寸8分
		7尺6寸 222cm	1尺4寸6分	1尺6寸8分 51cm	
3 駄賃人足	(大門宿) (熊谷宿)	6尺1寸	1尺4寸5分	1尺6寸5分	1寸8分
		181cm		47cm	
4 駄賃	(大門宿) (勤要録)	3尺3寸	1尺2寸5分	1尺4寸	1寸6分
		3尺6寸1分	1尺2寸1分	1尺4寸	
5 火付け	(大門宿) (西方村) (勤要録)	4尺3寸5分	1尺3寸	1尺5寸	1寸6分 1寸2分半
		3尺		1尺1寸4分余 1尺5寸5分	
6 きりしたん	(大門宿) (西方村) (勤要録) (熊谷宿)	3尺5寸	1尺2寸	1尺3寸5分	1寸6分 1寸
		2尺6寸7分余 3尺5寸3分 106cm	1尺2寸	1尺1寸5分余 1尺3寸5分 41cm	
7 徒党	(大門宿) (西方村) (勤要録) (熊谷宿)	5尺5寸	1尺	1尺5寸	1寸5分 1寸5分
		2尺2寸4分 1尺2寸 121cm	1尺2寸	1尺3寸4分 1尺3寸 44cm	
8 鉄砲	(大門宿) (西方村) (勤要録) (熊谷宿)	2尺1寸	9寸		1寸2分 1寸1分余
		2尺2寸半 2尺1寸 55cm	1尺1寸3分	1尺1寸9分 1尺2寸5分 32cm	
9 鷹場	(西方村) (勤要録)	1尺9寸5分 2尺 8分	1尺 1尺 9分	1尺1寸9分	1寸

出典 日光御成道大門宿：会田家文書405、文政7年5月「御高札板寸尺改書上帳」(笠の寸法略)
 埼玉郡西方村：「西方村旧記」(『越谷市史』続史料編(一)、p159)
 勤要録：寛政8年御勘定所案文(村上直校訂『江戸幕府郡代官史料集』p148)
 中山道熊谷宿：展示パンフレット「熊谷宿の『高札』」展掲載の熊谷宿本陣高札実物寸法

中心に、各地の状況をみていこう。

① 日光道中越ヶ谷宿の高札場

越ヶ谷宿の高札場は、文化年間の「越谷町鑑」によると、長三間(一八尺)半・横八尺五寸で、親子兄弟・御朱印伝馬・切支丹・鉄砲・火付・毒薬・鷹番・駄賃付・てうさん(逃散)の九枚の高札を掲げている。「越ヶ谷瓜の蔓」の挿図では、宿はずれの元荒川沿に立地し、日光道中を隔てて市神社と相對していた(『越谷市史』史料一・一四一頁、史料二・五六頁)。当宿では、寛保二年四月に高札五枚の御取繕と御墨入、一二年後の宝暦四年四月には、親子兄弟高札の笠木等の取繕を命じられ、代金を支給されている。明和二年二月にも、日光社参に伴い「高札不残新規御墨入并御手入御修復」が行われなど、正徳二年の建替以来の「御入用御普請所」であった。

ところが、明和二年から三〇年後の寛政七年、高札場の建替及び新規墨入などを出願すると、安永七年の類焼の節に高札場御普請に関する「印形有之候証拠書物」を焼失してしまったので御普請を認められず、いったんは願書を取り下げた。寛政九年、同じ代官所の粕壁・杉戸・幸手の三宿で御入用御普請が行われたので再度出願したが、証拠書物が無く再び却下された。しかし、高札場が倒れかかる危険な状態なので、寸法を切り詰めたり石垣を組み直し「古木新木等取交削直」するなど、資材の再利用、規模を縮小し自普請で対応したうえで、高札の「御墨入」を出願した。

こうした経過を経て、文化一四年九月、寛政九年の自普請から二〇

年が経ち高札場も大破しているので、前々のように他宿同様に御普請を大貫次右衛門代官所へ出願した。しかし「御蔵之御書付御取調有之候処、伊奈半左衛門様御支配中式拾ヶ年余之御書留ニ越ヶ谷宿御高札場修復墨入等之義無之」と、前例を理由に御普請は認められなかったようである。その後、文政三年四月、大貫次右衛門代官所で再度吟味があり、明和二年までは御普請であったことを申し上げたが、今度は「宿内之中免除地等有之、右助成を以御高札場処繕ニ致来候義も無之哉」と、全く別の視点から御糺しがあった。越ヶ谷宿では、前後の宿と同様に一万坪の地子免はあるが「別段二助成ニ相成候義有之訳柄を以、自普請所ニ相成候と之義等無御座候」と、反論した(以上、福井家文書六二、文化一四年九月「御高札場願書付控」)。この出願の結果は明らかでないが、文化末から文政初年頃の「越ヶ谷瓜の蔓」によると、宿方で高札場を新規に建て替え、諸入用金一九両余を惣人別で割合出金したという(『越谷市史』史料二、五〇頁)。

このように越ヶ谷宿では、正徳二年の高札と高札場の御普請のあと、寛保二年、明和二年とほぼ二〇から三〇年ごとに御普請がなされたが、安永七年の火災で証拠書類を焼失してからは、高札場は自普請となったようである。

② 日光道中粕壁宿の高札場

近世後期の粕壁宿高札場の規模は、長一丈(一〇尺)五尺五寸・横六尺三寸・高一丈五寸で「御入用普請」である。札数は、親子兄弟・切支丹・粕壁より駄賃并人足賃錢・毒薬・駄賃并人足荷物之次第・火

付け・鷹番・鉄砲・逃散・駄賃一割五分増・人足賃錢三割増の一一枚で、江戸に近い上宿に立地する〔公用鑑〕所収文化二年「宿方明細書上帳」〔春日部市史〕近世史料編Ⅱ、八〇一頁。

当宿でも、明和二年に「日光山御法会ニ付宿々御見分」があり、初めて高札場の御普請があったが、石垣は宿方の負担であった。それから一〇年後の安永四年三月にも御普請で、材木・鉄物・大工などまで御入用で賄われ、翌五年二月に高札板九枚の「御墨入」があった。うち六枚が割直し、三枚は新規で、これらを伊奈半左衛門屋敷へ運ぶ道中の継送りは無賃、持込・持出の人足は宿方の負担であった。二四年後の寛政一一年一月にも、高札場の御普請と高札の御墨入が行われている(以上、「公用鑑」上)〔春日部市史〕近世史料編Ⅱ、六三七頁)文化九年四月二四日、宿方から高札の墨入を出願し、宿方の高札をはじめ「近村ニも一同御墨入」が行われる(「宿用留」〔春日部市史〕近世史料編Ⅲ―Ⅰ、七四頁)。「公用鑑」によれば文政二年六月に御普請があり、「宿用留」では文化六年から年数が経ち「木品惣躰朽腐及大破」したので御普請がなされ、その経費は金七両余であった(「宿用留」〔春日部市史〕近世史料編Ⅲ―Ⅰ、一一六頁)。文政六年一月四日、大貫次右衛門元役所は、御普請所である高札場の寸法を書き出すよう廻状を出す(「宿用留」〔春日部市史〕近世史料編Ⅲ―Ⅰ、二七九頁)。おそらく日光社参計画に対応したものであろう。

このように粕壁宿では、最初は明和二年と越谷宿より遅れるが、高札の墨入はもちろん、高札場の普請も常に御普請で行われていた。

近世村落における高札と村方諸帳面の管理(重田)

③ 中山道本庄宿の高札場

本庄宿周辺の道路、河川、村落の立地を示した古絵図に高札場が描かれている。画面を東西に貫通する道幅六間の中山道の中央よりやや北側に、南側を向いた高札場が大きく描かれている。図の書き入れでは、高札場から南側の家並みまで三間、北側の家並みまでは二間なので、高札場の奥行きは一間となる。また、宿の東側、江戸方面の入口から高札場までが五町二三間、西の町末までが七町五四間とあり、高札場が宿場の中心に位置づけられている(「江戸時代古絵図」〔本庄市史〕通史編Ⅱ附録)。なお、この絵図には「正保二酉年六月廿四日」、その傍らに「正保二酉年より安政二卯年迄年数貳百拾一年至」とあり、正保絵図を安政二年に写した絵図と考えられる。また、安政五年の本庄宿村差出明細帳によれば、高札場は「往還中」にあり、高さ一丈一尺、長さ二間四尺、巾一間、自普請所であった。正徳元年五月の親子兄弟、駄賃并人足荷物、きりしたん、駄賃人足賃錢御定、毒薬にせ薬火附の六枚と、享保六年二月の鉄砲、明和七年の徒党の総計八枚の高札を掲げる(小野文雄氏編『武蔵国村明細帳集成』二五二頁)。

当宿の高札については、記録に残るところでは、寛保二年に宿方から代官に出願し、代官手代が五月一九日から二二日まで本庄宿に出張し墨入れをした。つぎの墨入れは八〇年後の文政六年で、このときは高札をはずして岩鼻役所へ運び、船で江戸役所へ送り墨入れをして、再び逆の経路で戻された。三回目の墨入れはそれから二六年後、嘉永二年で、京都一条家姫君の寿明君が中山道を下向、幕府高官も通行す

るので代官大熊善太郎の意向で手代が本庄宿に滞在し、高札を削り直して墨入れも行った。このように、本庄宿では高札の墨入れは代官の手により行われたが、高札場の修理は宿方及び御伝馬屋敷の惣百姓が小間割で負担した(『本庄市史』通史編Ⅱ、三九九頁)。

④ 埼玉郡西方村の高札

村方の高札については、文政九年頃の成立と推定される「西方村旧記」に興味深い記述がある(『越谷市史』続史料編(一)、一五七―一六四頁)。それは「御高札御文言并御墨入年限板寸法并其外品々心得、町方分共」と題されたものである。当時、西方村は幕府領と旗本万年氏知行、村内大聖寺領からなっていたが、高札に関する記述は、内容から幕府領のものだと推測される。高札場には、天和二年一〇月・キリシタン、年末詳一二月・捨馬、正徳元年五月・火付、享保六年二月・鉄砲留場、享保六年七月・鷹番、明和七年四月・徒党の六枚の高札が掛けられていた。高札場の規模は、高さ九尺、長さ(横幅)六尺、幅(奥行)四尺で、往還より二〇丁ほど引つ込んだところに立っていた。高札場は自普請であったが、高札の御墨入は宝暦四年に行われていた。この記録の史料として興味深い点は、編者が「品々心得方」として他村の高札と比較し、今後の管理方法を明示していることである。まず、キリシタン高札については、当村の旗本知行所や他村の高札は、末尾が「名主并五人組迄一類共二」にとなっており、年号は正徳元年五月日である。それに対し、西方村の高札には「一類共二」の部分が無く、年号も天和二年一〇月であり、どちらが正しいのか聞きただす

こと。なお、この点について、「御触書寛保集成」所収の天和二年キリシタン高札の文言と比べると、確かに「一類共二」の部分が欠落している。しかも、一〇月ではなく五月であったこともわかる。捨馬高札は、村方の御触書留帳と照合したところ貞享四年一二月の高札であるが、それは享保四年に撤去するよう触れられていたことも判明した。もちろん、周辺の村々にも見当たらないので、墨入れ願ひには及ばない。火付高札は、当村の分は全く文字が読めないもので、増林村のものを写しておいた。なお、なぜか当村旗本知行所には火付高札がない。鷹番高札は、当村にも在ったと伝承されているが、「何年已前汚損候節何方へ仕舞置候哉」、現在では見当らない。知行所の分を写し取って置いたので、御墨入の際にはそれを参考に「古形」に出願すること。このように、隣村の高札と比較して「村々所々御高札見くらべ候得は、かな遣、又は文書之字読ちがい其余文字拔差も有之候、左候得は少々違有之者ニ御座候、右等之儀も心得可被置事」と、当時の村々における高札文言の実態について述べている。高札の墨入など、きちんと行われていなかったようである。

さらに編者は、越ヶ谷宿の高札との比較も行っている。越ヶ谷宿には、西方村をはじめ他の村々と同様に上記の捨馬高札を除く五枚の高札とともに、正徳元年五月の親子兄弟・駄賃・毒薬の三枚と正徳(年月無)貫目改札の都合四枚の高札がある。これにより、いわゆる大高札といわれる五枚のうち親子兄弟、毒薬、駄賃の三枚は宿場町にしかなかったことがわかる。

⑤ 忍藩秩父領の高札

つぎに藩領の例として、忍藩秩父領での高札改めをみておこう。延享元年八月二四日、大宮郷代官所から大宮郷・浦山村・日野村、白久村内猪鼻・三沢村・大野原村・横瀬村・久那村・上田野村・別所村の一〇か村に対して、古くなって文字が見えなくなっている高札の名称を届け出るよう触書が出され、八月二五日までに五か村から回答があった。大宮郷は切支丹・火付の二枚が「一向文字相見不申」、忠孝・毒薬・御留場の三枚は「文字不相知処も御座候」としている。別所村の人売買・御留場・切支丹の三枚は「文字不相知所御座候」、火付は「文字相見え申候」とあるので当村は四枚の高札を掲げていたようである。三沢村の火之用心・御留場の二枚が「古ク相成文字見得兼」、白久村は人売買が「文字相見え不申候」、浦山村は二枚のうち人売買が三年前に風で割れ「文字相見え兼候処」と届け出ている。当村の場合は二枚しか高札が無かったのであろう。さらに、一〇月一日には別所村と横瀬村が高札の由来について回答している。別所村では、小泉孫八が在番のときに建てられたという伝承を届け出る。横瀬村では、高札は芦ヶ久保の追分に一箇所あり、柳生から移設したものと伝える。高札の枚数と文言は「春中写差上」と回答している。

その後、同年十一月二三日、つぎの六か村分二二枚の高札が、馬五頭に積まれ城下町の忍へ送られた。村ごとの内訳は、大宮郷五枚、別所村四枚、三沢村二枚、浦山村一枚と、四か村分は事前調査とおりであるが、白久村の一枚が落ちていた。それに代わり、一〇月に由来を

届け出た横瀬村から切支丹・火付訴人・人売買・鉄砲の四枚、届け出の記録が無い大野原村から切支丹・火付訴人・忠孝・毒薬・鉄砲の五枚が送られている(以上、「忍藩秩父領割役御公用日記」『秩父市史』資料編第三巻四〇六―四一〇頁、四一八―四一九頁、同前第四巻四―五頁)。この記録からは、大宮郷と大野原村には古くなっている天和二年の忠孝札があり、他の村々には「人売買」という見慣れない名称の高札があることが注意される。人売買札は、後述するように明和七年の記録によると正徳元年五月の親子兄弟札のこのようである。忠孝札は、正徳元年に親子兄弟札に書き替えられるので、大宮郷と大野原村だけに古い高札が掛けられていたことになる。明和七年の調査では、すべて親子兄弟札に統一される。

宝暦五年三月、大野原村は高札場の小間柱・土台・屋根・石垣などが破損したので建替を願する。四月二日に、同村の大工定四郎が金六兩二分二朱で落札し、同年六月七日に建替が完了した。同年七月には、大宮郷高札場も改修され、屋根と地覆が破損、材料手間代等を陣屋へ書き上げた(同前第五巻一五六、一七六、一八一、一九〇頁)。

徒党逃散の高札が加わった明和七年六月、忍藩秩父領村々の高札調査が実施された。その結果は、大宮郷と大野原村が、毒薬・人売買(親子兄弟)・火付・キリシタン・鉄砲の五枚で、最初の四枚は正徳元年五月付、鉄砲だけが享保六年二月付であった。村方では、横瀬、別所、白久の三か村は、人売買・火付・キリシタン・鉄砲の四枚であった。三沢村は、火付・キリシタン・鉄砲の三枚、久那、上田野、日野の三

か村は、火付・キリシタンの二枚、浦山村は、人売買・火付の二枚であった。文面、年月日は大宮郷と同じである(同前第七卷三二六―三三〇頁)。この調査の結果をみると、忍藩秩父領の町場では、正徳元年の大高札のうち駄賃札を除く四枚が掲げられていたことがわかる。ただ、一般に「親子兄弟」札と云われる高札を、秩父地方ではその第九条目の内容により「人売買」と名付けている。当地方には「家抱」と呼ばれる隷属農民が近世後期に至っても存続していたが、そうした社会状況を反映した命名であろう。村方には、横瀬村などのように毒薬を除く四枚が原則であったようである。毒薬札の主内容は、銭流通に関わるので村方では不用と考えたのであろう。四枚に満たない村は、なんらかの理由で不足を生じているのであろう。この高札調査は、明和七年四月の徒党高札公布の直後に行われており、新たな高札の設置を機会に、管理体制の強化を図ったものといえる。

この高札調査の行われた翌明和八年一二月頃、大宮郷では出火の際に髪結い渡世の者が高札の救出に当たるといふ興味深い制度ができていた。その時の請書には、まず「私共儀御当地二年來借家什髪結渡世致」をしているが「近年所々より髪結入込、床出シ不埒之儀も有之」と問題点を指摘する。こうした新規の開業は「同職二付迷惑」なので「先規之通私共え御高札火之番被仰付奉畏候」と、出火の際の高札番を三人の髪結が引き受けたのである。旧来からの営業を確保するため、新たな役負担といえる。翌明和九年二月二日昼九ツ半時、大宮郷下町で火災が発生し二六軒が焼失したが「御高札之儀ハ被仰付置候通髪

結共早々欠付不残はつし、其夜五ツ時、髪結共松本惣太郎方へ相納、是より御陣屋御会所へ納置候」と、この請書が現実機能していたことがわかる。この火災で高札は無事であったが、高札場は焼失したので「只今迄之通り村々惣掛り」で再建を命じられ、同年七月頃に高札場普請のための資材が書き上げられている(以上、同前第七卷四六一、四七五―四七六、五二四頁)。さらに安永三年七月には、五年前に出火の際の高札管理を命じられた経緯を確認し、当年から銭一貫文の冥加金と「町方火之番所修復金」として銭一貫文の上納を出願している(同上、第八卷一一二頁)。

なお、埼玉郡騎西町場でも髪結職が火災の際に高札と御用書物を持ち出すことになっており、天保五年二月一九日の火災に高札だけしか持ち出さなかったとして名主に詫びを入れている(『騎西町史』近世資料編一三―一八頁)。騎西町場は、川越藩秋元氏領分であったが、当時は転封により山形藩秋元氏領分となっていた。

以上、県域各地の史料をもとに高札と高札場の維持管理に関する状況を見てきた。宿村ともに正徳元年五月以前から高札は存在し、枚数は、村方で三枚程度、宿場で九枚前後、高札場は宿場では石垣、村方は木柵と、規模・内容ともに異なっていた。維持費は、宿場の高札場は御入用普請(御普請)のところが多かったようであるが、村方は自普請であった。高札の墨入れは領主側が行ったが、板の調達費用などは領主の管理のもとに村方負担であったようである。

高札場はある意味では地域における領主支配の象徴でもあったのだか

ら、その管理は徹底される必要がある。幕府や藩も、巡見使や日光社参、また享保の鷹場再興、明和七年の徒党高札など、大通行や新たな高札な設置などの時期をとらえ、管理の徹底を図った。しかし、文政頃の埼玉郡西方村の名主の記録や忍藩秩父領の調査が示すように、管理の実態は村によりかなり区々であった。領主側からみれば、無関心ともいえるような状況もあったようである。

しかし、冒頭で紹介した代官の同書にもあるように、経済力をつけた新興の農民が村方騒動で村政を掌握すると、村方諸帳面を掌握し高札場の移動までも出願するようになってくる。そんな状況を確認するため、項を改めて一八世紀後半の入間郡平山村に舞台を移そう。

二 入間郡平山村の村方騒動と文書管理

(1) 宝暦～安永期の村方騒動と斎藤家の文書管理

入間郡平山村は、宝永七年に毛呂郷が七か村に分村したときに成立したもので、旗本三枝氏知行、村高一二五石一斗一升五合、家数四一軒の小村であった。現在は毛呂山町に属する。当村の平山家文書のなかには、一八世紀後半から急激に勢力を拡張してくる斎藤寛右衛門が綴った詳細な日記がある。これは、家を中心に村や地頭所の動向、また寺社と個人の信仰のことなど、公私にわたる興味深い記述にあふれている。この日記には、村方騒動に関する記述も詳細で、そのなかには記録文書の管理についての記述も随所にみられる。なお、文書を伝えた平山家は近世には斎藤姓であり、明治になって平山に改姓してい

るので、本稿では斎藤家と表記する。

平山村の村方騒動については、内田満氏の詳細な研究がある。それによると、当村で記録に残る村方騒動としてもっとも古いのは宝暦四年二月のものである。惣百姓三七人が名主武兵衛の毛呂郷惣鎮守八幡宮修復勸物の横領などを訴えたもので、その結果、惣百姓側の次郎右衛門が名主、儀左衛門が組頭、斎藤家の文右衛門が百姓代に就任した。しかし、四年後の宝暦九年に次郎右衛門は退役、組頭儀左衛門が名主に就任し、組頭に吉右衛門がなり、百姓代は文右衛門のままであった。このときにすでに斎藤家は一七石余と村内最高の高持になっていた。儀左衛門は、明和三年以降「不如意」を理由に名主退役を再三出願し、村を構成する前組・後組・東組で跡役をめぐる争いが進行し、なかなか決着しなかった。⁽⁸⁾ そうしたなかで、安永五年九月四日に名主儀左衛門が病死し事態は急迫した。同年一〇月から十一月にかけて近郷名主の調停もあり、儀左衛門の息子儀八が名主を継承することのできとまず終息、定役の名主制がかかるうじて維持されることになった(平山家文書一七九二「日記」)。

村政をめぐる騒動は激しさを増しているが、定役の名主が維持されているこの段階では、村方文書の管理をめぐる問題は表面化していない。ただ、わずかではあるが、斎藤家個人の記録文書の管理に関する記事が日記に散見される。

明和三年三月上旬には帳簿用の筆筒を新調した。「帳筒作入用金壹両貳分ト銭五百三文也、指物屋手間代・木代・金具代・諸事入用、指

物屋平山村与兵衛、ぬしや下川原村久次郎」とある。「帳笥」の作成は、斎藤家の経営記録の管理方法の進展を推測させる。ついで明和八年一月二五日には「書物笥子、当村法眼寺法印方二而代百文二而買求」とある。「書物笥子」とは、どのようなものか判然としないが、「笥子」なのでトレイのような蓋物か。いずれにしても、斎藤家には書物もかなり集められていたのであろう。寺の住職からの購入で、おそらく古物である。安永二年四月二日には「四書ノ内大学読始ム、師匠ハ勇悦、弟子ハ角右衛門也」と、日記の筆者覚右衛門(角右衛門)が、寺の住職らしき人物について「大学」の勉強を始めている(以上、平山家文書一七九〇「日記」各日条)。天明三年二月下旬にも大工庄八が、雛立台・茶笥子・書物笥子・つくへ(机カ)などを作っている(平山家文書一七五六「日記」)。天明元年四月七日には「吉日ニ付諸事之帳面作り改」と、帳簿の作り替えを行った。しかし、その直後、四月二六日から二九日にかけて、質物をめぐり川角村勝五郎らに「利不尽質物之帳面」を奪い取られたり、「質物掟書之張紙」が「引放」されるなどの暴力行為を受ける事件が起きている。隣村の人々が仲介になり帳面を取り返し、勝五郎へ銭八貫文を「貸遣ス」ことで決着をみたようであるが、斎藤家の質屋経営に対する地域での反発を感じさせる事件である(平山家文書一七八〇「日記」)。

(2) 年番名主制への移行と村方帳面の引継ぎ争論

さて、天明期になると村政のうえでは定役の名主制が崩壊し、組頭

の年番制に移行するのにもない、村方帳面の引継ぎ問題が表面化してくる。天明元年二月から同三年六月まで、一年七か月にわたる名主儀八跡役一件である。

発端は、天明元年二月二八日に、名主儀八が年貢金を不納したことで、領主の旗本三枝氏から名主役を取り上げられ、跡役の選出を命じられたことにある。このとき、斎藤覚右衛門が父文右衛門を引継ぎ組頭を命じられている(平山家文書一七八七「日記」)。年を越して翌天明二年三月中旬、地頭所は出府中の組頭藤右衛門に名主儀八跡の仮役を命じるとともに、組頭覚右衛門と新七宛に御用状を出し、藤右衛門を名主仮役とし儀八所持の諸帳面を兩人立ち会いで引き継ぐよう命じた(平山家一七八九「日記」)。

一、同三月十四五日之頃、先名主儀八・与頭藤右衛門・百姓代喜左衛門三人連二而江戸より帰村ス、御地頭所之事藤右衛門方江承り候処、名主仮役ニ藤右衛門方江被仰付由ニ申候、与頭新七・覚右衛門兩人方江御目付岡地和右衛門殿より御状参候ハ、此度名主儀八跡役之儀、与頭藤右衛門ニ仮役ニ被仰付候間、其旨可被相心得候、尤儀八所持之諸帳面之儀ハ、御自分達兩人立会引渡可被申候、右之趣為可相達如此候、以上、卜相記候状也

ここで確認できる重要なことは、「仮役」とはいえ後任の名主に諸帳面の引継ぎを地頭所が直接に文書で命じていることである。名主文書の引継ぎは、村方の慣例として行われているのではなく、旗本領主の村落支配の一環として命じられているのである。形骸化していたと言

われる旗本の在地支配であるが、この事例からすれば村役人の任命と公文書の管理については、かなり強固なものであったといえる。

しかし、覚右衛門と元名主儀八はこの地頭所の決定に不満で、儀八倅勇次郎の名主就任を画策していた。四月一〇日、出府した覚右衛門は、地頭所で勇次郎の年齢と持高を尋ねられた。八歳で持高一、二石と答えると、身元宜敷百姓ひとりりを後見職にし、勇次郎を跡役とする願書を出すように指示された。こうして組頭藤右衛門を仮役とする方針は撤回されたのである。六月一七日、改めて名主役は勇次郎、後見職は組頭三人の年番とすることを文書で命じられ、六月三日には先名主儀八から畑方夏成御年貢取立帳を受け取った（同前、各日条）。

七月五日、覚右衛門が名主役并後見を組頭三人へ命じられた請書と夏成年貢上納のため出府する。六日に代官佐藤勘助へ年貢金を上納、同七日に役所で「名主後見役与頭三人二而当年より年番相立、年番二相当り候者之宅村役所ト相立、諸帳面受取御用向村用共ニ諸事村役所江引受、三人立会相勤可申由」と命じられた。ここで明らかになったことは、名主後見役とされているが、実際にはその家は「村役所」で、ここへ諸帳面を引き受け御用向きを勤めることになっている。ここでも後見役と諸帳面の引継ぎが一体のものともみなされているのである。さらに「名主儀八差いろいろ筋も有之候哉、又ハ小前之百姓ニ下知輩（背カ）候者有之候ハ、其趣早速可申上由御申付也」、そして「年番書付罷歸り益後廿日迄ニ差上可申由御申付也」「又村用公用共ニ諸事三人之印形ニ而可致由御申付也」と申し渡され、同月一日に帰村した

（同前、各日条）。

しかし、このころに覚右衛門が作成した地頭所役人宛の願書によると「当寅歳ハ誰後見仕候旨可申上候得共、相互ニ讓合一決不仕」と、年番順はなかなか定まらなかつた。その理由は、この機会に「諸帳面等明白ニ相改申度」という意向が組頭たちにあるからで、その結果「先当年ハ三人一同申合御差支無之様相勤申答ニ内談相定申」という主張となつた。この覚右衛門の出願意図は、誤つた帳面のまま後見役を引き受ければ再び争論になることを懸念したのであろう。より積極的に考えれば、この際に積年の課題を解決しようとする意欲とみることもできる（平山家文書三四二四一六）。

しかし、覚右衛門のこの主張は通らず、七月一九日、三組の百姓代などが立ち会い組頭三人の年番圖取が行われ、一番新七、二番藤右衛門、三番覚右衛門と極まる。交替の時期は毎年二月朔日で「諸事御用向年番方江引受相勤可申由定」める。この結果をもって七月二一日に覚右衛門が出府、地頭所へ提出した（平山家文書一七八九「日記」）。
こうして、八歳の世襲名主と三組頭の年番後見制として村政が再開されたが、先名主儀八現名主勇次郎父は、村方諸帳面を手放さず、さらに争論は続いた。同年九月一七日、地頭所の代官佐藤勘助が知行地の平山村と馬場村に「入部」し、宗門帳の提出を求めた。この年の名主後見年番組頭新七（代庄八）は、「先名主儀八方より未タ諸帳面相渡不申由ヲ、依之当月指上可申答之宗門帳も下帳無之ニ付当時調兼申ニ付御日延申上」げ、日延べを認められた。さらに「諸帳面之儀ハ

追而江戸御役所江御窺之書付指上可申旨被仰渡候」と、旗本江戸役所へ窺書を提出するよう命じられた(同前、同日条)。三組頭連名で地頭所役人佐藤勘助へ「当七月名主後見年番方江諸事引受御用向相勤可申旨御請書奉差上候、其節先名主儀八方より後見年番方江諸帳面引受相勤可申由被 仰付候、依之右之趣キ儀八方数度申聞セ候得共、如何相心得候哉未タ諸帳面相渡不申候」と訴え出た願書は、このときに作成されたものであろう(平山家文書三四五三)。

また同日、覚右衛門の案内で「当村御判形場江御出并ニ当村後川欠場御見分」があった。「御判形場」の意味がよく分からないが、川欠地見分に関わる場なのであろう。この際、代官から「川欠場一見之上水損反畝歩相分り候哉」と質問があり、覚右衛門は「私共帳面手懸ケ不申候ニ付委細ハ相分り不申由、只今日場所御覽一ト通り御願申上候」と答えた。さらに、「当村絵図并村鏡有之哉」と質問があり、覚右衛門は「村絵図ハ無御座候、村鏡ハ先名主儀八方ニ有之候哉可承」と答えている。本当に村絵図がなかったのか疑問であるが、川欠場の見分という一事をとつても、村方書類が無いと作業がなかなか進まなかったことがわかる。先名主儀八は、村方諸帳面を引き渡さないことにより、抵抗をしていたといえる。村鏡については、さらにつぎのように記されている(平山家文書一七八九「日記」)。

同十七日、御代官藤右衛門宅ニ御休足之節村鏡帳御尋ニ付、年番庄八同道ニ而覚右衛門兩人先名主儀八方へ参り、右帳面指出可然由申聞候得共、儀八不得心ニ而相渡不申、儀八直参ニ御代官へ指

上可申由ニ而馬場村御旅宿持参いたし、金左衛門取次相頼申上候得共、御代官筋違ト被仰御一見無之、其上金左衛門方より覚右衛門方へ、右帳面御代官江此方より指上可申哉ト相届候得共、覚右衛門返答ニ、何れニ而も御用弁シ候様ニ頼入ト申候得共、併シ帳面ハ指上不申鉢也

すなわち、代官の要請をうけ覚右衛門らが先名主儀八を尋ね村鏡を提出させようとしたが、儀八はそれを断り、逆に馬場村の代官旅宿へ自ら村鏡を持参した。しかし、代官は「筋違」と判断して見ようともしなかつた。その後、金左衛門を通して村鏡を提出しようとしたが、実現しなかつたようである。先名主儀八と対立している覚右衛門の日記ではあるが、代官佐藤勘助があくまでも筋を通そうとしている様子がわかる。翌十八日も代官は馬場村名主金左衛門宅に滞在していたが、村方帳面の引渡のことで事態はさらに進展した(同前、同日条)。

同十八日夜、先名主儀八方ニ諸帳面差置申度申二付、当村百姓代三人馬場村金左衛門方江了箇致呉候由ニ相頼申候得ハ、右之趣金左衛門方より御代官江御窺申上候得ハ、御代官より被仰候ハ、右百姓代此方差出シ可申由シ被仰候ニ付、則百姓代御代官御前江御召ニ而被仰候趣、諸帳面ハ後見方へ相渡可申由御殿様より之御上意也、依而儀八方へ其旨申聞べくト被仰付候

これによると、先名主儀八が諸帳面を自分のところに置きたいというので、百姓代三人が馬場村金左衛門に仲介を頼んだ。ところが代官は百姓代を直接に呼び、諸帳面を後見方へ渡すのは「御殿様より之御上

意也」と、百姓代の仲介を拒絶している。この段階で小前百姓に近い百姓代が、先名主儀八の依頼を受けて行動しているのは、新たな支配者として登場した三組頭に対する牽制の意図であろうか。

この後しばらく村方諸帳面の引渡に関する史料を欠くが、翌天明三年四月一六日に名主勇次郎が病死することにより事態は急展開する。

四月二七日に組頭藤右衛門が出府、名主勇次郎の死去を届ける。地頭所では「自今年番名主之名目にて組頭三人にて廻り役二相勤可申由被仰付、則御受書指上」げたといい。こうして、正式に組頭三人の年番名主制に移行することになり、村方諸帳面の引継ぎも実現に向かった。六月一六日、ようやく先名主儀八から年番名主藤右衛門へ水帳や名寄帳が渡された。形式的とはいえ名主であった息子の勇次郎の死去により、ついに儀八も諸帳面を引き渡したものとみられる。齋藤覚右衛門の日記の記述は「六月十六日朝、先名主儀八方より当年番名主藤右衛門方江水帳并二田畑名寄帳ヲ受取ト藤右衛門申伝」と、藤右衛門からの伝聞であり、儀八と藤右衛門との間でそつと行われたようである。じつに、地頭所から諸帳面の引渡を命じられてから一年七か月後のことであった。

七月一八日夜、法眼寺で「村中百姓小前之寄合」があり、名主勇次郎の跡を組頭三人で年番に勤めるように地頭所から命じられたことを藤右衛門が説明した。その際、「名主役定役二も相願可申哉」という相談もあったがまとまらなかったという。ここで注目されるのは、小前百姓だけで寄合が開かれ、そこで村政の動向について村役人が報告

し、小前百姓の独自の見解も出されていることである。村役人とは別に、小前百姓だけの意志決定の場ができていたのである（以上、平山家文書一七五六「日記」）。

(3) 土地改めの実施

こうして天明三年六月に、年番名主藤右衛門に村方諸帳面が引き渡されたが、事態はこれで解決したわけではなかった。一年後の天明四年六月、年番名主覚右衛門と二名の組頭は、つぎのような報告書を地頭所役人の岡地和右衛門と佐藤勘助へ提出した。すなわち、天明三年夏に組頭三人による年番名主制へ移行し、年番に当たった藤右衛門が先役から諸帳面を引き継いで確認したところ「年久敷帳面二而賃入又ハ流地・高拔等」が書き込まれ「反故同前」で、「書落等も有之」非常にわかりにくい。そこで「諸帳面」を「地面江引当相糺」そうとしたが、あいにく凶作となり延引してしまった。現在も取りかかろうとは思っているのだが、村中の者もようやく取り続けている状況なので、未だ着手できないでいる。何か問題が起きてはいけなないので、以上のような状況を地頭所へ報告したのである（平山家文書三六一六）。ようするに、諸帳面の引継ぎは受けたが、土地台帳などは所持者の移動が多く、現実の土地と引き合わせることが必要な状況になっていたのである。凶年を理由に見合わせてきたのは、引当作業に伴う村入用の増大、あるいは土地関係帳面の整理に伴う社会的な影響であろう。「後難」というのは、不確かな帳面で年貢割合などを実施することから生

じる危険性で、そこに小前の行動に対する認識も見て取るのは読み過ぎであろうか。

田畑諸帳面の改め作業は、翌天明五年正月に実施されることになり、村方でつぎのような議定書が作成された。宛先は明記されていないが、おそらく年番名主役をしていた覚右衛門と藤七であろう。差出人四二名の中に、両人の名前は見られない(平山家文書三四一三)。

一札之事

一、先名主方より各諸帳面御請取被成候所、書落亦ハ書添等数多有之、当時御見分ケ被成かたき二付、去辰之当番より右之訳ケ同七月御地頭所様江御役所江御窺被成候所、凶年之砌といへとも差置かたきよし被 仰聞候由二而、去ル十一月下旬、帳面改之儀惣百姓江御申渡承知致候、然所我等共存候ハ、入用等も相掛り可申候得共、凶年之末二而此段難義二存候由申之候得共、窺候上去ル十一月を初日与定、当正月早々より御取懸り可被成旨被 仰聞、猶亦入目差出候儀、小高之百姓ハ困窮二候得共、其者共之分ハ御立替可被下候由、是亦承知致、此段忘失無御座候事

一、諸帳面田畑地所江引当明鏡二相成候ハ、是迄之上納辻二格別引違候而損徳(得)相知可申候、此段先役ハ不及申、各并惣百姓仲間相互二無違論、是迄之損徳其俣捨置、当暮より明白之帳面通上納可致候事

一、田畑地面入違候儀者決而無之、反歩之写違或者流地高拔等之節畝歩違二候旨、縦ハ上畑ヲ所持致、下畑之畝歩を以田畑江御年貢

上納致候者モ万一有之候ハ、地面ハ是迄持来候通り畝歩ハ相改、其田畑之位ヲ以反歩御相糺可被成候由承知致候事

右書面之外、不依何事、帳面改二付私之宿意を以違乱申出間敷候、為其一札如件

天明五巳年正月

(四二名連印略)

この議定書によれば、一二月下旬に惣百姓に対し帳面改めが申し渡されたが、そのための入用も懸かり、凶年のなか難儀であることなどを願ひ出で、ようやく当正月から作業に取りかかることになった。なお、小高困窮百姓の分は覚右衛門らが立て替えることになっている。この議定書の眼目はそのつぎにある。諸帳面と田地との照合を行えば、これまでの上納高とは異なることになるが、これまでの損得は「捨置」き、今年の暮れからは新たな帳面によって上納する。また、具体的な改め作業では、「田畑地面入違」ではなく、「反歩之写違」あるいは「流地高拔等之節畝歩違」を修正することになっている。

この田畑改め作業を実施するにあたり、村方帳簿の管理という視点から興味ある事態が判明している。それは、検地帳の所持に関する問題である。天明五年正月、年番名主となる覚右衛門と藤右衛門は、先名主儀左衛門へ先日受け取った御水帳の写では「過不足も相見」え役に立たないので、「帳面改」ができるまで「前々之御帳」の借用を申し出た。その結果「寛文八年申年御繩先之御書留メ」が儀左衛門から貸し出されたが、四、五日間で引き合わせが済んだら返却し「当村古来之御筋目二御座候上者末々迄御預り置可被下候」と念書を入れてい

るのである（平山家文書三四六六）。名主が交替し、諸帳面の引き渡しが行われても、御水帳の原本だけは旧来の名主家に管理されたのである。その理由は明確ではないが、「当村古来之御筋目」とされているので、村民の共通認識であったことが窺われる。経済的な力だけではなく、「筋目」が重視された社会なのである。冒頭で述べた幕府代官の見解とは異なる処置が取られていたことになる。

(4) 諸帳面引継ぎの実態

こうして、覚右衛門の年番のときに土地台帳の整備が行われ、天明五年二月朔日に藤右衛門へ名主役諸帳面も引き渡された。つぎの史料は、そのときの請取手形である（平山家文書三四一四）。

請取手形之覚

- 一、御水帳 写帳 壹札 一、田畑名寄帳 壹冊
- 一、持高帳 壹冊 一、村方明細帳 壹冊

(中 略)

合古帳拾五冊ハ、去ル辰二月朔日相渡申候帳面不残

御鷹餌鳥札 式枚 内 壹枚ハ元文式年巳九月廿七日御札

壹枚ハ延享三年寅十二月十三日之御札

一、辰ノ田方御年貢勘定帳一冊 一、辰ノ畑方御年貢勘定帳一冊

(中 略)

合新帳五冊ハ 辰年中之内貴殿方ニ而御認被成候帳面

右書面之通、名主役諸帳面不残儘ニ受取預置申候、村役人并二百

近世村落における高札と村方諸帳面の管理（重田）

姓代迄立合相改申所、相違無御座候、為後日之一札如件

武州入間郡平山村

天明五巳年二月朔日

組頭 藤右衛門（印）

同村組頭新七倅庄八改名 新七（印）

同村 覚右衛門殿

ここに列挙された帳面を内容別に分けると、三九頁の表2の天明五年欄にみるように、村況・村政関係（村方明細帳、御廻状之写帳、村入用帳）、土地関係（御水帳、田畑名寄帳、持高帳、質地田畑控帳）、戸口関係（五人組帳、宗門帳）、年貢関係（田畑勘定帳）、諸負担関係（御用金村方小割帳、御拝借金小割帳）の五つのグループにまとめられる。その合計は一五冊で、一年前に藤右衛門が覚右衛門に引き継いだ帳面なので「古帳」とよばれている。これ以外に、鷹場の餌鳥札二枚と昨年覚右衛門が作成した「新帳」とよばれる宗門帳二冊、田畑勘定帳二冊、村入用帳など五冊がある。宗門帳以下は、古帳と新帳の両方が引き継がれたことになる。引継ぎには百姓代も立ち会い、二月朔日に行われた。差出人は、文書を引き継ぐ新年番の組頭藤右衛門で、その脇に「組頭新七倅庄八改名新七」とある。天明七年以降の請取には藤右衛門だけなので、ほとんど覚右衛門（斎藤家）と藤右衛門の年番制に移行していったようである。

こうして成立した覚右衛門と藤右衛門で毎年二月朔日に名主役と諸帳面を引き継ぐ制度は、厳格に守られたようである。たまたま斎藤家日記につきぎの二つの引継ぎ記事が確認できる。まず寛政七年二月朔日

の条には(平山家文書一八〇三「日記」)

昼時名主覚右衛門江戸より帰宅ス、例年通今日朝名主役諸帳面相
 名主方江相渡可申処ニ、右江戸より帰り遅ニ付、同日夜相名主藤
 右衛門、百姓代勘左衛門・同仙右衛門・同幾右衛門立会上、右諸
 帳面相名主藤右衛門方より請取手形取相渡、其節百姓代代治郎病
 ニ付不立会候、右藤右衛門右帳面請取渡之節、当組百姓代ハ向後
 忝人ニ可致由相断候

この年は覚右衛門から藤右衛門へ引き継ぐことになっていた。たまた
 ま江戸に出ていた覚右衛門の帰宅が遅くなったが、その日の夜に引き
 継ぐ相手の藤右衛門と立ち会いの百姓代三人が集まり、諸帳面の引渡
 しがおこなわれ請取手形も交わされた。

翌年は覚右衛門が受け取る番であったが、また支障が生じた(平山
 家一八〇四「日記」)

例年之通、当名主藤右衛門方より当村百姓代代治郎・藤七郎・仙
 右衛門三人立会上、名主役前諸帳面当家江請取候分ニ而、又右三
 人立会上右諸帳面皆藤右衛門方江預置、当節諸事之世話類入候事
 この記述だけでは文意が判然としないが、去る正月二五日の未明に覚
 右衛門家が火災に遭っていたため、実質的な名主の仕事をする場所が
 無かったという事情がある。注目すべきことは、そうした状況の中で
 も百姓代三人の立ち会いの下に諸帳面の引継ぎが行われ、その場で再
 び藤右衛門へ預けるといふ複雑な手続きが取られているのである。形
 式主義にみえるが、村として選択した年番名主制を維持していこうと

する姿勢が伺える。たとえ火事という不測の事態でも、諸帳面の引継
 ぎを中断すれば、それがきっかけで年番名主制が滞るような危険が認
 識されていたのであろう。

こうして斎藤家には、天明五年から寛政一〇年まで、相名主藤右衛
 門から出された名主諸帳面の請取手形が隔年に遺されている。その内
 容をまとめたのが、次頁の表2である。この期間常に引き継がれてい
 る帳簿は、御水帳、名寄帳、持高帳、宗門帳、御廻状写帳、年貢勘定
 帳、質地控帳、御鷹餌取札など、土地・戸口・年貢などに関する基本
 帳簿である。逆に、途中で引き継がれなくなるのは、天明九年から御
 用金や拝借金などの金銭帳簿が無くなり、また年貢勘定帳や宗門人別
 帳など古帳と新帳を引き継いでいたのが、最新のもののだけになってい
 る。同時に村明細帳も無くなっている。五人組帳は寛政五年分から無
 くなり、村入用帳はやや不定期な形で引き継がれている。この表で見
 る限り、引継ぎ帳面数は減少し、引継ぎそのものが形式的になってい
 るのではないかと思われる。また、ここには年貢割付や皆済目録、用
 排水の管理、入会地や地境などの村の重要な事柄に関する文書は一切
 含まれていない。これらの文書がどのように保存管理されていたのか
 は、今後の検討の課題であるが、年番名主制においては、毎年主要な
 帳面が組頭・百姓代の立ち会いのもと、確実に相名主に引き継がれる
 ことが、村政の円滑な運営にとって大切なことだったのである。その
 意味では、帳面の引継ぎとは極めて象徴的な行為であったともいえる。
 このシステムの中で、古くなり引継ぎから外れた帳面は、どのよう

表2 入間郡平山村の村方諸帳面の引継

	天明5巳2.1	天明7未2.1	天明9酉2.1	寛政3亥2.1	寛政5丑2.1	寛政7卯2.	寛政9巳2.1	寛政10午12.
1	御水帳写帳	田畑御水帳写	田畑御水帳写	御水帳之写	御水帳写	御水帳写	御水帳写	御水帳
2	田畑名寄帳	田畑名寄帳	田畑小前名寄帳	田畑名寄帳	同名寄帳	名寄帳	同名寄帳	名寄帳
3	持高帳	百姓持高帳	小前百姓持高帳	田畑小前持高帳	田畑石高帳	石高帳	石高帳	高帳
4	村方明細帳	村方明細帳						
5	五人組古帳	五人組古帳	五人組古帳	五人組古帳				
6	五人組新帳 2册	五人組新帳 2册	五人組新帳	五人組新帳				
7	宗門帳 2册 宗門下帳真言宗 宗門下帳禪宗	去巳年宗門帳両宗2册 午宗門帳真言宗 午宗門帳禪宗	申年分宗門 人別帳	宗門帳 真 言 禪宗	宗門帳 2册	宗門帳 2册	宗門帳 2册	宗門控帳 2册
8	御用金村方小割帳							
9	御拝借金小割帳	御拝借金元帳						
10	御廻状之写帳	御廻状写帳	御触書諸事控帳	諸事御触書控帳	御触書等諸事控帳	御廻状控帳	御触書控帳	御触書控帳
11	卯ノ田方勘定帳 卯ノ畑方勘定帳 辰ノ田方御年貢勘定帳 辰ノ畑方御年貢勘定帳	巳年田畑御年貢 勘定帳 2册 午田方御年貢勘定帳 午畑方御年貢勘定帳	田畑御年貢 勘定帳 2册	田畑御年貢 戌年勘定帳 2册	田畑御年貢帳 2册	田畑御年貢帳 2册	田畑御年貢 勘定帳 2册	田畑御年貢 勘定帳 2册
12		巳秋田方内見帳						
13	質地田畑控帳	田畑質地控帳	田畑質地帳	田畑質地并 書入控帳	質地控帳	質地田畑控帳	質地控帳	田畑質地帳
14		田畑書入元帳	田畑書入証文帳		質地書入控帳			田畑金子借用書入帳
15	辰年村入用帳 巳年村入用帳	午皆濟勘定 巳年村入用帳	村入用帳		村入用帳			
16	御鷹餌鳥札 2枚	御鷹餌鳥札 2枚	御鷹餌鳥札 2枚	御鷹餌鳥札 2枚	御鷹餌鳥札	御鷹餌鳥札	餌鳥札印鏡 3枚	御鷹餌鳥札新古 3枚

(平山家文書 各年請取手形より作成)

に処理されたのであろうか。一つのヒントになるのが平山家文書の村入用帳の残り方で、天明元年から天保一二年まで約六〇年間のものが現存するが、連年ではなく、ほぼ隔年に斎藤家で作成した入用帳だけが保存されているのである（『平山家文書目録』三二―三六頁）。表2では、村入用帳は引き継がれなくなるようにもみえるが、それは受取手形に記載されなかっただけのように思われる。平山村の場合、このように年限が経って引き継がなくなった文書は、作成者に戻されたのであろう。

(5) 高札場の普請と移動

こうして年番名主制のもとで名主諸帳面を引き継ぐ体制が定着すると、検地帳とともに村落管理の象徴的な存在である高札場の移動問題が浮上してきた。寛政六年三月、この年の年番名主覚右衛門は、相役の組頭藤右衛門と三人の百姓代が連署して、高札場普請と移動の願書を作成した。その趣旨は、「御高札之囲上覆」については小規模の修繕を加えながら維持してきたが、破損も大きくなったので新築したので、費用の下賜を出願する。さらに、現在の高札場は先々名主武兵衛の屋敷側にあり、火災や狼藉などの急難に対応できないので、新築に当たり現在名主である覚右衛門の所持する土地に移したい、というものであった（平山家文書三四五七）。

村によっては、高札も村方帳面引継目録に含まれる場合もあるが、平山村では対象外であった。この願書の扱いについては、寛政六年の

斎藤家日記は三月分が欠けているので確認できないが、実現しなかつたようで、再度、寛政八年九月につきような願書が作成されている(平山家文書三四六三)。

乍恐以書付を奉願上候

一、当 御知行所武州入間郡平山村名主組頭百姓代一同奉願上候者、
当村 御高札之儀前々より上覆等小破之節折々修覆等致シ相凌
候得共、近年大破ニ付柱囲等新規ニ造立致シ度奉存候得共、右御
入用之儀、当 御屋鋪様ニモ数年来 御儉約中差控候以後 御類
焼猶又 御屋鋪替等、重々 御物入等ニ付、右御願之儀、兼々遠
慮仕見合候間、右至而大破ニ付右躰延引難儀モ無是非、此度右御
入用金奉願上候、何卒相成候儀ニ御座候ハ、右 御高札上覆圍
等 御造料金 御慈悲を以被 下置候様奉願上候、若又 御入用
金 御上ニより頂戴モ難相成候上者、村方高懸り村中一統ニ出錢
儀モ此節村中小前百姓当夏滞之儀及 御公訴等ニ、其上村騒動ニ
相成り其入用金モ多分ニ相懸り候砌りニ付、右 御高札圍入用分、
村中出錢等小前一統ニ此節難儀奉存候間、乍愚案 御窺奉申上候、
乍略儀輕少之入用金ニ而モ、為冥加之当名主覺右衛門方ニ而自身
之入用金ニ而、右之 御高札上覆圍等新ニ造立仕度奉願上候事
一、右 御高札立場之儀、名主門ニ古来より立候儀、右上覆圍等破
損之上時節見合新ニ造立モ致候節者、当役人私共門前ニ引寄候様
ニ相願、其上新規ニ造立可致哉ト相心懸ケ候得共、右躰新ニ造立
モ相延申ニ付、右 御高札場未タ先々名主武兵衛代より孫ニ而百

姓富右衛門門前ニ有之候得共、当役人私共愚察仕候儀者、御大
切之 御高札之儀、若シ出火等之節歟、万一狼藉者^(共)何様ニ差障
等不慮之災難之節、当役人私共宅より遠方ニ相隔り候而者、右躰
急難之儀難相凌奉存候間、此度右造立被仰付被 下^(證)候上者、何
卒 御慈悲を以向後当役人之手近、覺右衛門・藤右衛門兩人屋敷
門道出口大道辺ニ而、覺右衛門屋敷之門前同人所持之畑内ニ而、
自今ハ永々御高札之立場ニ仕度奉願上候、何卒 御慈悲を以右場
所ニ末々 御高札ヲ立置候様被 仰付被 置候^(ハ、カ)、村役人一
同ニ難有仕合ニ奉存候、以上

武州入間郡平山村

寛政八辰年九月

百姓代 仙右衛門 (印)
同 勘左衛門 (印)
同 代次郎 (印)
組頭 藤右衛門 (印)
名主 覺右衛門 (印)

御地頭所

御役所衆中様

この願書の趣旨は、寛政六年三月に作成したものとほとんど変わらな
いが、一点だけ大きく異なっている。それは、今回も建設資金の下賜
を出願したが、もし下賜されない場合は、小前の負担も多くなつてお
り村中高割ともいかないので、覺右衛門が全額負担することを表明し
ていることである。

今回は、斎藤家日記が現存しているので、出願から建設のまでの経過を詳しく知ることができる。それによると、九月二十七日、名主覚右衛門が病気のため次男雄二郎が、宗門帳と秋成年貢を上納するため馬場村名主と出府した。このとき「当村高札上覆柱囲木御造料御入用金頂戴并右御高札建場当屋敷門前江引寄新規定立」の上記願書を提出する。この願書には、百姓代・組頭・名主が加印し、村としての体裁を整えていた。地頭所ではこの願書に対し「早速場所当家江門前建可申由被仰付候、右造立用金ハ此方自身入用ニ可致由被仰付候」と、場所の移動は認められたが、工事費用は覚右衛門が負担するよう命じた。高札場の工事は、「御高札之立柱上覆囲木造立之細工始」と、一月三日に開始された。大工当村助左衛門と組頭藤右衛門代藤左衛門に飢食で響應し、それに百姓代代治郎・仙右衛門を加え五人で祝儀として酒一升五合で酒盛した。村として願書を提出したが、結局は村役人だけで工事始めの祝儀をしている。一二月四日は「御高札立場地形石寄ス」と、各組から人足が出て基礎工事が始まった。「地形」(じぎょう)とは、建築前に地固めをすることである。一二月八日に、「御高札之立柱之中柱壹本」が立ち始めた。一二月一日には、上覆棟上祝儀となり「村中三組より家毎より米取集メ、三組宿幾右衛門宅ニ而ぐら餅拵」持参した。さらに「棟上祝儀二付今日参候伊勢外宮御祓、御高札立場」へ奉納し、「前々古御高札立場ニ立置御守札」である伊勢内宮御祓と上州榛名山太々御神楽御祓も、新しい高札場に移した(平山家文書一八〇四「日記」、各日条)。

近世村落における高札と村方諸帳面の管理(重田)

この覚右衛門の出願は、本来高札の普請をすべき旗本領主の経済的不如意のなかで、経済力とともに村方騒動のなかで政治力をもつてきた村落の新たな実力者のすがたを見事に示している。

以上、一八世紀の後半、入間郡平山村での年番名主制の成立と村方諸帳面の引継ぎ問題を詳しく追ってきた。まず、天明元年一二月に経済的行き詰まった世襲名主儀八が退き、その息子が形式的に名主に就任し、有力な組頭が年番で後見となり村政の運営にあたった。この時点で、領主側は儀八に対して諸帳面の引き渡しを命じるが、儀八はそれに強く抵抗している。その根拠は、形式的とはいえ名主であるということにあった。それゆえ、天明三年四月に幼少の名主が病没し正式な年番名主制に移行することで、儀八もようやく村方諸帳面を引き渡した。この間、形式的な名主の論理に拠り諸帳面の引継ぎを拒否する儀八と、知行所経営の視点から新興の組頭への諸帳面と村政の移管を進めようとする地頭所の方針は鋭く対立している。百姓代が儀八に好意的な行動をしているのも、この対立を敏感に反映しているのであろう。こうして諸帳面を引き継いだ年番名主(組頭)は、天明五年正月に懸案であった土地改めを実施し土地台帳の精度を高め、ようやく年番名主制が軌道に乗った。天明五年以降の諸帳面請取手形の存在がそれを示している。ただし、名主帳面の引継ぎの実態は、帳面の請取手形によれば数量も少なくかなり形式的なものであったとみられる。毎年二月朔日に定期的引継ぎが行われることに、年番名主制の定着という村政上の意義があったのであろう。さらに、斎藤覚右衛門は、寛

政八年には高札場も自らの土地に引き寄せ、村内で盤石の地位を築いている。

三 足立郡原馬室村の名主文書管理

(1) 村方騒動と諸帳面請取帳

足立郡原馬室村の藤井家文書には、文政一三年から明治二年までの約四〇年間に、年番名主の引継ぎにともない作成された村方諸帳面請取帳(以下「帳面請取帳」と略す)が一四冊も保存されている^⑨。さらに、この時期に年番名主制をめぐる村落を二分する騒動が断続的に起きていた^⑩。表3は、帳面請取帳と村方騒動の推移を年表風にまとめたものである。諸帳面請取帳の内容分析に入る前に、諸帳面の取り扱いに注意しながら、表3に沿って騒動の経過をみておこう。

原馬室村は鴻巣宿の西南、荒川左岸の大宮台地上に立地する畑作村落で、現在は鴻巣市に属している。古くは石戸領五千石の一部で旗本牧野氏の知行地であったが、享和二年に幕府直轄地となり明治維新まで変更はなかった。それゆえ、以下に述べる事例は、幕末期の幕府直轄領での年番名主の文書管理ということになる。

当村では、文政一三年七月(二月一〇日天保に改元)に名主丈右衛門が病気で退役し、組頭六人で御用向を勤めることになった(『鴻巣市史』二二五号)。文政二三年六月二四日の帳面請取帳は、この丈右衛門の退役を前提に作成されたものといえる。以下、翌天保二年八月迄の短期間に三冊もの帳面請取帳が作成されている。この三冊の表題

表3 足立郡原馬室村の村方騒動と帳面請取帳 (藤井家文書より作成)

NO	請取帳等の年月日 (文書番号)	請取帳の授受者	件数
1	文政13寅年 (1830) 6月24日 (48) (同年) 8月朔日 文政13丑年 7月	孫右衛門・伊平次・初五郎・喜平次・源右衛門・善右衛門 → 元名主丈右衛門 (追加分) 当番伊平次 → 孫右衛門 名主丈右衛門が退役し組頭6人で御用向きを勤める。 番伊平次 → 孫右衛門	50 9
2	天保2卯年 (1831) 2月1日 (23) (表紙は正月29日)	月番伊平次 → 名主健治郎	74
3	天保2卯年 (1831) 8月1日 (51) 天保3辰年 (1832) 4月 天保12丑年 (1841) 7月	名主入札騒動が内済し御用向書物諸帳面の引継ぎを定める。 名主伊平次が横領で欠落、健司と要右衛門の年番制となる。	86
4	天保12丑年 (1841) 8月2日 (59)	組頭初五郎・百姓代権右衛門・組頭喜平次 → 名主健司	40
5	天保12丑年 (1841) 8月15日 (55)	年番要右衛門・百姓代清右衛門・組頭喜平治 → 初五郎	40
6	嘉永4亥年 (1851) 正月 (56) 嘉永7寅年 (1854) 4月 安政4巳年 (1857) 2月	名主要右衛門・組頭初五郎・百姓代甚五兵衛 → 名主健司 年番名主の引継ぎをめぐる争論が発生する。 年番名主・諸帳面引継ぎ争論が内済する。	38
7	安政6未年 (1859) 正月 (49)	名主要右衛門・組頭茂左衛門 → 名主健司	42
8	安政7申年 (1860) 正月 (52)	名主健司・組頭茂左衛門 → 名主要右衛門	44
9	文久2戌年 (1862) 正月 (58)	名主健司・組頭重郎右衛門 → 名主要右衛門	45
10	文久3亥年 (1863) 正月 (53)	名主要右衛門・組頭茂左衛門 → 名主健司	45
11	元治2丑年 (1865) 正月 (57)	名主要右衛門・組頭茂左衛門 → 健司	44
12	慶応2寅年 (1866) 正月 (54)	名主健司・組頭十郎右衛門 → 名主要右衛門	44
13	慶応4辰年 (1868) 正月 (50)	名主峯次郎 → 名主源五左衛門	43
14	明治2巳年 (1869) 正月 (60)	名主源五左衛門・組頭茂左衛門・組頭忠一郎・組頭佐左衛門 → 名主峯治郎	42

は、「諸色御書物請取写」または「諸色御書物請取帳」で、天保二年の二冊の差出人は「月番伊平次」とあり、六人の組頭が月番で管理している様子を窺わせる。なお、他の文書とも勘案すると、表3の授受者の欄に記載した孫右衛門・健次郎・健司は、この文書を伝えた藤井家の当主と推測される。⁽¹⁾

天保二年一月、組頭の月番という不安定な状態を解消するため、村方では定名主役を選出することになり入札を実施した。その結果、一番札が伊平次、二番札が健次郎となったが、健次郎を支持する七五人の百姓は「株鋪相応二而小前氣請も宜敷、殊二筆算等も相応」と、健次郎の名主就任を願した(同前、二二五号)。さらに、伊平次が入札で不正を行い日頃の素行も悪いことを訴えたが(同上、二二六号)、翌天保三年四月、この訴訟は隣村の有力農民が扱人となり内済した。

その結果、年番名主制が導入され、天保三・四年は伊平次、五年は健次郎、以後は隔年に名主を勤めることになった。このときの済口証文には、「御年貢米金并村方出銭割合取立之義は、其度々組頭一同立会正路明白ニ取計、都而御用向書物諸帳面之義は、名主交代之節、組頭并百姓代耆人宛立会取調請取番江引渡、請取書は相互ニ取置可申筈」と、年貢や諸出銭の取立には組頭一同が立ち会い、名主交代にともなう「御用向書物諸帳面」の引継ぎと請取書の作成などが明文化されたのである(同前、二二七号)。この済口証文で伊平次側の小前は一人とあるので、原馬室村は実質的に二分されていたといえる。

その後、年番名主の伊平次は、年貢取金の使い込みや刃傷沙汰で天

保一二年四月に欠落し、同年七月に跡役として村内最大の高持百姓要右衛門が就任した(藤井家文書四二八、四二五)。帳面請取帳は天保二年八月一日以後一〇年間程の分が現存していないが、伊平次から要右衛門へ相名主が交代した直後、天保一二年八月二日と八月一日に立て続けに二冊も作成されている。八月二日に、諸帳面は名主健司(健次郎の改名)から組頭初五郎・百姓代権左衛門・組頭喜平次に渡され、同月二日には初五郎から新たに年番名主になった要右衛門・組頭喜平次・百姓代清右衛門へ引き継がれている。なぜ短期間にこのように複雑な引継ぎが行われてたのか明確ではないが、さきの取り決めからすれば、天保一二年は伊平次の年番の筈である。その伊平次が欠落するという緊急事態の中で、いったん諸帳面は相名主の健司に預けられ、跡役の見通しが立った時点で、組頭初五郎を経て新年番の要右衛門に引き継がれたのであろう。天保一二年の帳面請取帳は、それ以前のものに比べ内容が大幅に圧縮され、以後は基本的にこの形式と内容で引き継がれていった。

その後しばらく史料を欠くが、嘉永七年四月にいたり年番名主の引継ぎをめぐる健司と要右衛門とで村内を二分する争論が起きている(『鴻巣市史』二一八〜二二〇号)。事件は嘉永六年一二月末、要右衛門側の組頭音次郎などが、来年年番となる健司への不帰依を小前百姓に強要したとすることに発する。年番名主の交替期日である嘉永七年(安政元)正月元旦、要右衛門は諸帳面の引き渡しを拒否した。そこで健司は要右衛門側の行動を代官へ訴え出たが、村方騒動中は名主役

および諸帳面は要右衛門が管理するよう命じられてしまった(同前、二二八号)。年番名主を引き継がないことの具体的な行動が、村方諸帳面の引渡を拒むことであつた。諸帳面と名主役は一体の物なのである。一方、要右衛門側も、同年四月に健司の不正を訴え出たが(同前、二二九号)、同年九月に検見で来村した代官所役人の仲裁で示談内済した。その結果は、今年中は組頭の月番、来年は要右衛門が名主、つぎの年は組頭の月番とされ、健司側は孫の嶺次郎が組頭となるだけの極めて変則的な年番名主制となつた。諸帳面については「役前向諸帳面之義ハ立会之上相改候帳数、月々交代之節請取書差出無相違取引可申事」(同前、二二〇号)と、引継ぎと請取書の作成が再確認された。

翌安政二年はさきの内済により要右衛門が名主に就くはずであるが、健司は、自身の退役後は倅総次郎へ名主役を嗣がせるといふ議定書を破つたとして、同年五月に要右衛門を訴え、同年六月には組分けの願書を提出している(『鴻巣市史』二二二・二二三号)。さらに安政三年二月、健司は、年番として諸帳面の引渡要求と要右衛門の不正を列挙した願書を提出した。こうして年番名主をめぐる争論は泥沼化した。安政四年二月にいたり、代官出役の指示に菩提寺の常勝寺も加わり議定書が結ばれた。その内容は、数年間にわたる出入りを「人氣不穩」「村為不宣」と反省し、これからは「相互ニ実意を尽し合、万事正路ニ可致」といふ基本方針を掲げ、組頭は組ごとに入札、百姓代は「仕来之通」に選出する。名主は、健司の孫嶺次郎と要右衛門の倅雄之助をとともに名主見習に出願し、健司が年番の時雄之助、要右衛門が年

番の時嶺次郎が勤めるようにする。たんに年番名主制を確認するだけでなく、対立していた両勢力の融和を積極的に図る内容であつた(同前、二二五号)。そして同年四月二二日、健司と要右衛門は、これまで両者が争つていた諸勘定について検討結果をまとめ吟味下げの願書を出したが、その末尾は「夫々掛合之上帳面取調候処聊不正之筋無之候間、以後右体不都合之儀無之様耽と取極」と結ばれ、諸帳面での確認により代官に対しての説明責任を果たしたことになる(同前、二二六号)。これ以降は請取書の名称も「村方諸帳面請取帳」と一定し、ほぼ連年保存され、年番名主制と帳面の引継が確実に機能していたことを窺わせる。

原馬室村では、文政一三年から始まる村政の動揺のなかでも、文書主義は貫徹されたといえる。村政の安定を求める領主側が要所要所で騒動に介入し、事態の解決を図っていたことも、平山村の事例に通じるものがある。年番名主制は、毎年名主が交代することにより、諸帳面の点検が確実に実施され、年貢や諸勘定の疑惑から発生する村方騒動を防ぐには好適であつたといえる。

(2) 原馬室村で引き継がれた諸帳面の内容

さて、原馬室村で引き継がれた諸帳面は、具体的にどのようなものであろうか。次頁の表4は、この四〇年間にまたがる一四冊の帳面請取帳の記載内容をとりまとめたものである。前述したように、この村では天保一二年に大きな村方騒動があり、その後で引継文書

表4 足立郡原馬室村の村方帳面引継概要

帳面の内容区分 a支配・法令 b村況・村政 c土地 d戸口 e年貢 f諸負担 g普請 h鷹場
i助郷 j事件 k未詳

A 前後期継続的に引き継がれた帳面 (括弧内存続期間の無記入は、 文政13～明治2)	B 天保12年以前にだけ引き継がれた帳面 (括弧内存続期間の無記入は、 文政13～天保2)	C 天保12年以後にのみ引き継がれた帳面 (括弧内存続期間の無記入は、 天保12～明治2)
a 1 御改革御定目録帳(御改革筋組合村々議定) a 2 取締請印帳(村方請印帳) b 3 村絵図流作場絵図等(年により内容変化) b 4 道筋方角帳(村方道順帳)(天保2～明治2) c 5 名寄帳 h 6 御鷹焼印(御焼印札)(文政13～慶応2) h 7 御餌鳥札(鳥獵印鑑)	a 1 御高札 a 2 百姓帯脇差御触請印帳 a 3 貸付会所より差紙(文政13) a 4 御役所回状(天保2.1) b 5 定使給金引請証文(天保2.1) c 6 田畑名寄書替之節議定 c 7 流作名寄書替之節議定 c 8 享保及び寛延年中御検地書付 c 9 寛保年中反別改帳 c 10 享保年中荒川通永引書付 c 11 明和年中永川欠前所代地書付	a 1 鉄砲拝借証(天保12.8.2、同12.8.15) a 2 御代官印鑑(文久3、元治2) a 3 関東取締出役広瀬鐘平様印鑑(慶応2、同4) b 4 村差出明細帳 c 5 畑田成調帳 c 6 糠田村江地面売渡帳(天保12.8.15～明治2) c 7 砂入小前帳(嘉永4～明治2) c 8 観音山地面証文(安政6～明治2) c 9 荒地取下場絵図面(文久2)
封印のまま引き継がれた帳面		
c 8 検地帳 c 9 古名寄帳 e 10 古年貢割付・皆済目録(私領、幕領、新田) g 11 定式普請証摺書物 g 12 糠田村一件議定証文(糠田村新堀一件) i 13 小松原一件議定証文(小松原鴻巣宿助郷一件)	e 12 御年貢取立帳 e 13 夏成取立出入帳(文政13) e 14 宝暦年中寺山御林跡冥加永証文 e 15 御年貢取立出入帳(天保2.1、同2.8) e 16 田方取立帳(天保2.1、同2.8) e 17 増永改メ上帳(天保2.1、同2.8) e 18 増永改メ取立帳(天保2.1) e 19 田方御上米取立帳(天保2.8) e 20 増永取立勘定帳(天保2.8)	c 10 新堀新規売渡調帳(天保12.8.2) e 11 卯御廻米忍御蔵詰米諸入用帳(嘉永4～明治2) f 12 松源寺請取 f 13 種粉拝借小前帳 f 14 御入用帳(天保12.8.15) f 15 榛名山勸化帳(安政7～文久3) f 16 御代官泊り帳(安政7～慶応2)
最新の数年のものだけ引き継がれた帳面		
b 14 御用留帳(文政13～天保12) b 15 村入用夫銭帳(村入用帳、夫銭帳) d 16 人別帳(宗門帳) d 17 賀嫁送り落着(天保2～明治2) d 18 五人組帳(天保2～文久2) e 19 新年貢割付・皆済目録 e 20 御年貢小手形 e 21 田方内見帳(天保2～明治2) e 22 反高帳(天保2～12) h 23 御鷹止宿入用帳(天保2～明治2) i 24 御伝馬触控帳(伝馬請負証文) i 25 伝馬昇金証文(天保2～嘉永4) f 26 貯穀小前帳(貯穀調帳)(天保2～明治2)	e 16 田方取立帳(天保2.1、同2.8) e 17 増永改メ上帳(天保2.1、同2.8) e 18 増永改メ取立帳(天保2.1) e 19 田方御上米取立帳(天保2.8) e 20 増永取立勘定帳(天保2.8) e 21 免直し帳(天保2.8) f 22 宝暦年中御用金証文 f 23 暮割盆前夫銭帳(天保2.1、同2.8) f 24 入作田畑諸役銭改帳(天保2.1、同2.8) f 25 年賦返納取立帳(天保2.8) f 26 貸付利分請取(天保2.8) f 27 観音堂建立懸り帳(天保2.8) f 28 番人扶持方仕出帳(天保2.8) i 29 助郷一件写 j 30 貞享年中荒川伐払裁許状写 j 31 安永年中荒川通伐払一件濟口 j 32 祭礼一件鴻巣宿詫書及び濟口証文 k 33 元文年中・宝暦年中・寛政年中	e 11 卯御廻米忍御蔵詰米諸入用帳(嘉永4～明治2) f 12 松源寺請取 f 13 種粉拝借小前帳 f 14 御入用帳(天保12.8.15) f 15 榛名山勸化帳(安政7～文久3) f 16 御代官泊り帳(安政7～慶応2) i 17 御伝馬差村一件村高書出し帳(安政6～元治2) j 18 上沼居堀一件(嘉永4～明治2) j 19 武左衛門藤兵衛境論議定書(安政6.～明治2) j 20 氷川山伐木二付宮本院より取置(元治2～明治2) j 21 水油渡世違出買糶買小前帳(慶応2、同4) j 22 八郎兵衛一件書物 j 23 高尾河岸伊之八証文(天保12.8.15) k 24 小役入札 箱入(安政6～明治2)

近世村落における高札と村方諸帳面の管理(重田)

の内容も変わり、ABC欄のように三つの形態に区分することができ
る。帳面請取帳の内容を検討しながら、各々の特色を明確にしたい。

天保一二年以前の前期は、名主丈右衛門が退役し六人の組頭で管理
していた時期である。最初の文政一三年の帳面請取帳は、表紙に「文
政十三寅年六月廿四日 諸色御書物請取写 原馬室村」とあり、本文
はつぎのとおりである(『鴻巣市史』一八九号、抄録)。

覚

- 一、御高札 五枚
- 一、元和年中御検地帳 七冊

(中 略)

- 一、御支配様享和二戌より文政十二丑迄 御割付 式拾八通
- 一、右同断 皆済御目録 式拾八通

(中 略)

- 一、当時通用 田畑名寄帳 七冊

(中 略)

- 一、百姓帯脇差御触請印帳 壹冊
- 右之通り箆笥式ッ江入 孫右衛門

伊平次

初五郎

喜平次

源右衛門

善左衛門

元名主 丈右衛門殿

右之内封印八封也

外二

寅御年貢取立帳 壹冊

(中 略)

右之通り諸帳面不残儲ニ受取申候、以上

文化十三寅年

八月朔日

当番 伊平次

孫右衛門殿

「覚」にはじまる本文は、一つ書きで、御高札、元和年中御検地帳な
ど五〇件の名称と員数を列挙している。さらに、「右之通り箆笥式ッ
江入」「右之内封印八封也」の注記が付され、孫右衛門等六人の組頭
が元名主丈右衛門から帳面を請け取ったことを明記している。それに
続き「外二」と但書がついて九件の帳面が掲げられ、文化一三年八月
朔日に当番伊平次が孫右衛門から受け取った文言を記す。この九件は、
箆笥に入っていない、その意味で「外二」なのである。寅年と明記
された帳面も散見され、記録として完結していない帳面といえる。こ
れに対して、二つの箆笥に入れられた五〇件は、それなりに完結した
帳面なのである。また、二つに分かれた引継ぎ文言の意味は、まず
箆笥分の完結した帳面が表紙に記された文政一三年六月二十四日に六人
の組頭に引き継がれ、それに作成中を含む九件を加え、八月朔日に孫

右衛門から「当番」の伊平次へ渡されたことを示している。

さて、前期の帳面請取帳の記載内容を具体的に検討してみよう。主体となる筆筒入りの五〇件は、合計すると三〇一点となり、天保二年八月朔日までほとんど異動はない。その多くは表4のA B欄のうち、帳面の存続期間が無記入、すなわち文政一三年を起点とするものに該当する。継続的に引き継がれたA欄では、封印のまま引き継がれた検地帳や年貢割付などが主体で、請印帳や鷹場鑑札もある。封印については、文政一三年の請取帳には八封あることになっているが、帳面は特定されていない。そこで、天保一二年以降の請取帳に「封印儘」と注記され、文政一三年段階から引き継がれている帳面は、すべて表4のA欄にまとめた。B欄の天保一二年以前にだけ引き継いだものでは、高札や荒川通伐払、祭礼出入りなど一件書類が該当するが、検地や名寄せに伴う証文は、検地帳などと一緒に封印された可能性もある。

つぎに文政一三年六月の請取帳の末尾に「外二」と付け足され、同年八月朔日に当番伊平次が孫右衛門から引き継いだ九件・一〇点について検討しよう。この部分は、半年後の天保二年二月朔日には二三件・二二点（員数未詳二件）、一年後の同年八月朔日には三六件・四〇点（員数未詳二件）と飛躍的に増加している。同一の帳面とみられるものが、年により名称が微妙に異なっているものもある。その中には、名称に丑（文政一二年）、寅（文政一三年Ⅱ天保元年）、卯（天保二年）の干支が冠せられ、ここ二・三年に作成された、まさに現用の帳面がかなりある。それらは、土地や年貢諸負担の取立てに関する補助的な

近世村落における高札と村方諸帳面の管理（重田）

帳面で、天保一二年以前にだけ引き継いだB欄にまとめられている。

おそらく、帳面の引継ぎ方法を検討する過程で、対象から外されていたのであろう。それに対し、表4のA欄のうち、道筋方角帳、人別帳、五人組帳、村入用帳、貯穀小前帳、伝馬触控帳などは、「外二」として帳面請取帳に出現し、そのまま後期へ継続的に引き継がれていた帳面である。これらの多くは、最新の数年分が引き継がれる形式であることが、同じA欄でも筆筒入の帳面と異なる点である。

こうして形成された表4のA欄の帳面は、その多くが明治維新まで引き継がれていく村政の基本文書なので、改めて内容を確認しておこう。A欄最上段の七点は、常にほぼ同じ名称でほぼ全期間に引き継がれている。内容的には、支配・法令や村況、鷹場関係である。二段目は、封印をしたまま引き継がれる帳面で、まさに非現用そのものである。内容的には、検地帳、古い年貢割付、事件の証拠書類などである。三段目は、最新の文書だけを引き継いでいるとみられるのである。内容的には、村入用帳、宗門人別帳、年貢小手形、田方内見帳、伝馬触控帳、貯穀小前帳など、戸口や年貢、助郷、貯穀関係の帳簿類が多い。年貢割付・皆済目録については、一定の量がまとまると封印されていたようである。

つぎに後期の検討に移ろう。天保三年以降しばらく帳面請取帳が現存しないが、天保一二年八月二日と同年八月一五日付で再登場するので、八月あるいは二月・八月に帳面の引継ぎがあった可能性を推測させる。天保一二年のつぎに現存する請取帳は、一〇年後の嘉永四年正

月で、それ以降は毎年正月が帳面の引継ぎ時期となっている。一方、記載形式の面で天保一二年から大きく変わっているのは、引き継ぐ帳面の名称に「一から通し番号がふられていることである。しかも、嘉永四年以降では三五番までは名称と番号が固定化されているので、安定した引継ぎが行われていたことを推測させる。安政六年以降は、ほぼ連年で明治二年まで八冊も帳面請取帳が保存されている。

まず毎年の引継ぎ点数をみると、天保二年八月一日と天保一二年八月二日とは、件数が八八件から四〇件と、半数以下に減少している。一方、確定できる点数も、三五一点から一六八点とほぼ同率で減少しているが、問題は袋単為などで点数が確定できない記載が三件から一件へ急増していることである。そこで別の視点から考えてみよう。天保二年と同一二年の帳面請取帳を照合すると、明らかに減少しているものは三二件・四一点にすぎず、差し引き五七件・三一〇点が引き継がれた可能性がある。たとえば、検地帳のように一一件・二四冊が封印されて「二包」、新田分の年貢割付・皆済目録二件・九九点が「一袋」にされているように、天保一二年には当分使用されない帳面が袋詰めに入れ点数が確認できなくなっているのである。逆に、天保一二年になって出現する帳面が七件・八点あるので、合わせると三二八点となり、少なくとも三〇〇点程度は引き継がれ、大きな減少はなかったものと推測される。

つぎに表4のC欄の記載から、天保一二年以降に新たに登場する帳面をみておこう。この年から明治二年まで続くものは、村差出明細帳、

畑田成調帳、糠田村江地面売渡帳、種籽拝借小前帳などの帳簿類と、松源寺一件、八郎兵衛一件などの事件物である。途中一時的に存在するものも、土地や事件関係の帳面が多い。この間、嘉永七年から安政四年には村内を二分する村方騒動が起き、年番名主の継承をめぐる諸帳面の引継ぎが滞っている。しかし、四二頁の表3で嘉永四年と安政六年の帳面請取帳を比較しても、四件ほど追加されてはいるが、その後の年も同様の追加はあり、基本的な部分では変化していない。表4のC欄を見ると、騒動のなかで健司が相名主要右衛門を厳しく糾弾した、畑田成、御廻米諸入用、砂入荒地などの帳面も含まれている(『鴻巣市史』二二三号)。年番名主要右衛門が帳面の引継ぎを拒否したのは、あくまでも村方騒動の戦術上の問題でしかなかったといえる。諸帳面を引き渡さない限り、年番名主も引き継がれないのである。

以上、一九世紀中頃の足立郡原馬室村における年番名主制下の諸帳面引継ぎの実態をみてきた。文政一三年に始まった諸帳面の引継ぎは、当初は補助的な帳簿を数多く含んでいたが徐々に整理され、天保一二年に引継ぎ帳面の種類もほぼ固定化し、それらに通し番号を付すなど引継ぎ方法が整備されていった。その際、古い検地帳や年貢割付などは袋詰めにより現用の帳面と区別し、また宗門人別帳や村入用帳など毎年作成される帳面は最新のものだけを引き継ぐなど、実情にあわせて改善が図られていった。こうして成立した年番名主制での帳面引継ぎ制度は、安政期の数年にわたる村方騒動を経ても維持され、明治維新まで継続された。

まとめにかえて

近世社会における高札や村方帳面の管理について、いくつかの事例を報告した。それぞれについては、各項においてまとめをしてあるので再言はしない。ここでは、さらに明治維新期にかけての展望を若干述べることとする。

高札は明治維新の慶応四年三月に、五榜の掲示としていったんは脚光を浴びるが、キリシタン禁制問題とも絡み、明治六年二月に完全に撤去され歴史の表舞台から去る。

一方、村方帳面は、江戸時代の名主から戸長役場を経て近代の町村に引き継がれるはずであった。明治七年一月一日、熊谷県は、町村役場付書類目録の作成を命じる布達を出した(『埼玉県史料叢書』7(上)「熊谷県管下布達」九九〜一〇二頁)。ここでは、諸官省・府県などで書類目録を作成し政府へ提出していることをふまえ、町村においても、土地人民に関する書類は、譬え「一家ノ所蔵ニ類スル」ものでも「今般更ニ公書」と見なして目録に記載することを命じている。実際に、熊谷県下の村々では目録を作成し、各地にその控えが保存されている。こうして近世村方文書の一部も「公書」と位置づけ、明治期の近代行政文書の前提として把握しようとした。¹²⁾この布達で特に注目されることは、「諸記録簿冊ノ類ハ、政務ノ緊要人民ノ依テ安全ヲ保ツベキモノニシテ、片時モ欠ヘカザル至要ノ品ニ付」と、政務だけでなく人民の安全との関連で「諸記録簿冊」の意義を認識していることである。これは、文書による支配という領主側の視点だけでなく、

近世村落における高札と村方諸帳面の管理(重田)

近世中期以降の度重なる村方騒動で深められてきた村民の村方諸帳面に対する認識を十分に意識した、新たな支配者、熊谷県側の対応とみることができようであろう。しかし、その後の村方文書管理の歴史は、この認識を制度として定着させることができず、かろうじて名主の「家文書」と混在することにより伝存している状況であることを示している。

註

(1) 総合的な研究として高橋実氏「近世における文書の管理と保存」(安藤正人氏等編『記録史料の管理と文書館』所収、北海道大学図書刊行会、一九九六年)、富善一敏氏「村方文書管理史研究の現状と課題」(国文学研究資料館編『藩政アーカイブズの研究』近世における文書管理と保存―所収、岩田書院、二〇〇八年)がある。埼玉県域を対象とした研究として、保坂裕興氏「村方騒動と文書の作成・管理システム―武蔵国秩父郡上名栗村を事例として」(『学習院大学史料館紀要』第六号、一九九一年)、富善一敏氏「検地帳所持・引継争論と近世村落」(『関東近世史研究』第三八号、一九九五年)、保坂裕興氏「近世日本の記録・史料の管理」(『歴史学研究』第七〇三号、一九九七年)などがある。

(2) 前掲高橋実氏論文に、本史料についての詳細な検討がある。

(3) 古くは、穂積陳重氏『法律進化論』第二卷(岩波書店、一九二四年)、そして石井良助氏「法の公示方法の沿革」(『民法典の編纂』所収、創文社、一九七九年)、服藤弘司氏「高札の意義」、明治初年の高札(『幕府法と藩法』所収、創文社、一九八〇年)、荻田佳寿子氏「正徳改元と高札制度」

- (2) 江戸幕府法の研究』所収、巖南堂書店、一九八〇年) などがある。
- (4) 久留島浩氏「近世の村の高札」(永原慶二編『大名領国を歩く』所収、吉川弘文館、一九九三年)、熊谷市立図書館編『高札 中山道熊谷宿』(一九九二年)、大阪人權博物館編『高札―支配と自治の最前線』(一九九八年)、我妻直美氏「描かれた日本橋」(江戸東京博物館調査報告書第16集『日本橋』所収、二〇〇三年)、竹原万雄氏「高札研究をめぐる現状と課題 付・明治大学博物館刑事部門所蔵高札目録」(明治大学刑事博物館研究報告』第一二号、二〇〇七年) などがある。
- (5) 以下、典拠史料については、本文中に注記した。刊行物は、書名と掲載頁、県立文書館収蔵文書は家名と文書番号を明記した。
- (6) たとえば、江戸日本橋の高札場が何時石垣になったかを考えるため、『日本橋』(江戸東京博物館調査報告書第一六集)を繙いてみると、明和八年の木版本『百富士』でも、木柵だけで石垣は描かれていない。中山道桶川宿では正徳三年の裁許絵図に石垣の高札場が見られるのに、それから五〇年も経った日本橋において木柵だけであったことになる。近世の絵画作品がどれだけ写実的であったか、再検討の余地がある。
- (7) 埼玉県立文書館収蔵平山家文書には、一七冊の日記が含まれている。そのうち安永六年から天明三年の分は表紙及び裏表紙が欠落し、また寛政期にも後欠の簿冊があり、必ずしも通年の情報を得られるわけではない。「諸事日記方覚帳」「当家内諸事覚日記」などの表題が付いているものもあるが、本稿の典拠明記では、平山家文書一七九二「日記」のように表記する。
- (8) 内田満氏「関東における近世村と中期豪農の特質―武州平山村の村方騒動を中心に―」(『地方史研究』一八七号、一九八四年)
- (9) 埼玉県立文書館所蔵の藤井家文書は、同館編『加藤家・藤井家・稲生家文書目録』(昭和四五年刊)に五八一点が目録化されている。近年の鴻巣市史編纂の過程で、文書館所蔵分以外に、藤井文夫家所蔵文書として『鴻巣市史史料調査報告書2 諸家文書目録2』(平成一六年)に八一〇点を目録化、うち近世文書は二四六点あるが村方騒動関係の文書は少ない。さらに、平成二一年四月、埼玉県立文書館では近代教科書類を中心とした追加整理分一四七七点を、同館ホームページの収蔵文書検索システムに搭載し、目録刊行分と一括検索できるようにする予定である。
- (10) この村方騒動については、田村敬氏「幕末・維新期の畑作地帯における村方騒動の一事例―北足立郡原馬室村の場合―」(『埼玉地方史』第一八号、一九八五年)に詳細な分析がある。その後確認された史料を加え、主要な史料は『鴻巣市史』資料編3・近世一に収録されている。本稿では『鴻巣市史』から引用する場合はその収録史料番号を記し、文書館の藤井家文書から直接引用する場合は文書番号を記した。
- (11) 『加藤家・藤井家・稲生家文書目録』の解説に掲載する藤井家歴代によると、この時期には磯治郎、健司、総治郎、峯次郎など当主となっているが、藤井家文書の質地証文の宛先には、文化・文政期に孫右衛門、天保初年に健治(次)郎があり、どちらも藤井家の歴代と推定できる。
- (12) 中嶋久人氏「上福岡市行政文書の成立過程(1)」(『市史研究』きんもくせい)第五号、二〇〇〇年